

予算特別委員会会議録（3）（令和6年2定）			
日 時	令和6年 6月21日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時34分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横尾委員長、中鉢副委員長、新井田・小貫・白濱・松岩・高橋・ 中村（岩雄）・中村（誠吾）各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・ こども未来・建設・教育各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、白濱委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松井委員が小貫委員に、平戸委員が白濱委員に、橋本委員が新井田委員に、中村吉宏委員が松岩委員に、面野委員が高橋委員に、小池委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、みらい、共産党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

○中村（誠吾）委員

◎地域DXアプリについて

地域DXアプリについてです。

総務省による令和4年通信利用動向調査によるスマートフォンの保有状況が世帯の保有率90.1%となり9割を超えるとともに、個人保有割合でも77.3%と堅調に伸びています。70歳代のスマートフォンの保有率は60.6%、80歳以上では27.3%と、全体の保有率より低い結果ですけれども、当たり前のことですが、現在の70歳代が10年後には80歳代になります。そして、スマートフォンの保有率は増えることはあっても減ることはないと思います。私としては、このような状況では、既に社会の大多数の方がお持ちの社会的なインフラと言えるのではないかと考えています。

そのような中で、市民に広く情報を伝える、また、生活を支えるという意味で、私は、これからはスマートフォンを中心に据えて様々な情報を伝えていくということが必要だと考えています。また、スマートフォンのアプリであれば情報を伝達するだけにとどまりません。例えば、地域通貨などにも使えます。

そこで、最初の質問なのですが、地域DXアプリは他市でも作成しているところが増えてきていますが、市としては取り組むに当たっての課題はどのようなことだと考えられていますか。

○（総合政策）デジタル推進室成田主幹

アプリの作成については、まず、利用者目線での使いやすさと業務効率化の両方の視点で考える必要があること、また、より多くの方に利用いただくためのニーズ把握とともに、一過性ではなく使い続けてもらえるような魅力のあるものにする。そして、それらを踏まえた作成・運用に係る費用負担が課題であると考えます。

○中村（誠吾）委員

私もそのように思っています。

何をするにも課題があるのは当然なのですが、一方で利点ももちろんあります。例えば、プレミアム付商品券のデジタルを考えると分かりやすいと思いますし、取り組んでいる自治体もあります。

市は、令和5年度のプレミアム付商品券の印刷代は幾らだったのでしょうか。また、その商品券を回収、換金するために必要な事務費はどれほど必要でしたか。

○（産業港湾）鈴木主幹

令和5年度のプレミアム付商品券事業における印刷、製本費につきましては814万2,750円。また、換金及び精算費用につきましては1,786万9,678円となっております。

○中村（誠吾）委員

それが私の質問の聞きたいところの趣旨だったのですけれども、デジタルであれば、かなり省力化できるのだと思います。また、この使用された店や金額、日時など全てがデータ化されていけると思うのです。それはプレミアム付商品券という施策を今後も実行していく際の費用対効果などを検証する際に必要なものになると私は思います。

次に、令和5年度のプレミアム付商品券の事業を実施するに当たって、前年度までの結果を踏まえる必要があると考えるのですが、その中でどのようなデータを用いることができましたか。

○（産業港湾）鈴木主幹

商品券事業の効果や課題を把握する目的でプレミアム付商品券の利用者及び取扱店向けのアンケートを実施しており、その内容を検証し、事業の参考としております。

○中村（誠吾）委員

先ほど言った前年度までの結果を踏まえてということで結構です。他市の例を見てみますと、神奈川県海老名市は令和4年度はデジタルと紙を併用していたのですが、令和5年度は紙の商品券だけになったとのこと。なぜなのかということは私も分からないのですけれども、山形県鶴岡市も同様の対応を行っています。

ただ、現在、行っている北海道お米・牛乳子育て応援事業は2回とも電子クーポンがありました。このDXの話をする、小樽市は高齢化率が高くて利用率がという答弁がどうしても聞こえてくる場面が多いのですけれども、令和5年1月の小樽市の高齢化率は、間違いがなければ41.7%ですが、38.3%の室蘭市では、らんらんPayというデジタルでもプレミアム付商品券の事業を行っています。これが子育て世帯への施策なら、なおさらだと思うのです。

小樽市が何回か行った子育て応援クーポンは簡易書留で行われたと思いますが、実際に郵送料は幾らかかりましたか。

○（こども未来）こども福祉課長

令和5年度の子育て応援クーポンの簡易書留に係る郵送料は221万8,632円となっております。

○中村（誠吾）委員

これがデジタルであれば郵送料はかからなくなるのは明白ですが、また、事務も同様に減っていくのではないかと考えています。アプリを作成するのにクーポンだけとなると、もったいないというのが私の実感です。

実際に地域DXアプリの利用目的ですと、よく各会派の皆様も、ほかの議員の皆様も言うのだけれども、イベント情報、地域ニュース等のお知らせ、防災等、安心・安全関連情報のお知らせ、近くでは、ごみ収集日カレンダーとかアプリクーポン、スタンプカード、その他特典などだそうです。個別の費用がかからず、市からの様々な情報を直接届けられるというのは大きなメリットです。

ただ、市単独でとなると、なかなか難しいというのは考えられます。そこで、自治体ではなく各企業の取組ですけれども、もう全国でそう動いてきているのです。京都府宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の2市2町を対象とした丹後地域の地域通貨アプリを本年1月にスタートさせたそうです。小樽市でも小樽観光協会が主導で地域通貨の実証実験が始まったところです。そうした事業の流れに合わせるか、独自開発してしまうか選択の余地はありますが、近隣の町村に一定の負担をしてもらって、小樽市の負担を軽くしていくことで費用対効果を上げていくことも考えられるのではないのでしょうか。

そこで、地域DXアプリの開発、または開発の委託を後志管内の町村と共同で行うとしたら、どのようなハードルが考えられるのでしょうか。地域DXアプリは、各市で始まっている取組です。小樽市としても、いいタイミング、いい方法で取り組んでいただきたいと思いますので、最後の質問といたします。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

地域DXアプリの後志管内での共同開発につきましては、例えば、北しりべし定住自立圏共生ビジョンの枠組みで取り組むことが考えられますが、ハードルとしましてはアプリの必要性について共通認識を持つ必要があることですか、各自治体が費用負担をしてまで参画するだけのメリットを高めることができるかどうかなどが考えられるところでございます。

○高橋委員

◎創業支援（ひと旗プロジェクト、ローカル10,000プロジェクト）について

まず、人口減少対策と創業支援についてお伺いしたいと思います。

人口減少対策の観点から総務省が行っているローカル10,000プロジェクトと、本市が行っている新規創業支援に関連して伺っていきます。

まず、ローカル10,000プロジェクトというのは、申し上げたとおり、総務省の事業で地域密着型の起業や新規事業を支援するものということです。地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体が金融機関の融資と協調して、公費により助成しますと示されています。

このローカル10,000プロジェクトをお調べしたところ、本市も窓口にはなっていますが、この問合せ状況等についてお伺いさせていただきます。

○（総合政策）官民連携室布主幹

相談件数でございますが、相談は年に数件ある状況でございます。あまり事業内容がまだはっきりしていない段階での問合せが多くて、こちらで制度の内容を御説明させていただいて、残念なことにそこから先の制度適用に至った例は今のところございません。

○高橋委員

やはり、その事業が固まる前にお問合せしてみて、その後、あまり動いていないみたいなことになっているのかと捉えましたが、このローカル10,000プロジェクトは、要は新規事業の立ち上げの支援ですから、本市の創業支援補助金とも近い点があると思うのです。

この条件等の中について類似点を御説明いただきたいと思いますので、こちらはいかがでしょうか。

○（総合政策）官民連携室布主幹

創業支援補助金との類似点でございますが、まず1点目は、銀行の融資が必須であるということがございます。

あとは、店舗の施設改修も対象になるという部分と、補助率が同じく2分の1が基本になっているところが類似点でございます。

○高橋委員

銀行融資が必須になっている、つまり資金調達の部分もサポートしますということになるのかと思うのです。

逆に、金額の規模等を含めて違う点がどのようなところにあるのかということもお聞かせいただきたいのです。例えば、創業支援補助金はスモールビジネスが対象であると認識していますけれども、ローカル10,000プロジェクトは上限額も大きいとお聞きしています。

そのほか、制度上で重複している領域を除く部分についてどのようになっているのか、お答えください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

創業支援補助金との違いでございますが、まず、創業支援補助金は業種に対象外業種があつたりしますが、ローカル10,000プロジェクトには業種の縛りはないと。ただ、事業要件がございまして、地域資源の活用、地域課題への対応、事業の新規性、多地域へのモデル性といった事業要件がございまして。

あと、スキームも違ひまして、ローカル10,000プロジェクトは地方公共団体に国が交付金をくれると、地方公共

団体が事業者に交付するというようなスキームになってございます。

あと、補助の上限につきましても、ローカル10,000プロジェクトは最大で5,000万円該当になるということで、大型の事業にも対応が可能ということになっています。

あと一つは、新規の創業者ではなくても新規事業であれば申請ができるということも違いかと考えております。

○高橋委員

今、条件等に関して確認させていただきましたけれども、そのほか申請して採択率等でも差は出てくるというふうには理解しています。

ただ、この二つの取組は性質が近いといいますか、非常に親和性が高いと捉えました。ですので、お互いバッテイングするというよりも、うまく結びついて、この事業間ですみ分けをしていくということが望ましいと考えるのですが、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

もし、庁内でこうした検討の経緯などがあれば同時にお示しいただきたいのですけれども、こちらはいかがでしょうか。

○（総合政策）官民連携室布主幹

庁内で正確に検討はしていないのですけれども、二つの要項上を見る限り、例えば、新規の創業者が新規の事業を立ち上げると、それで先ほどの事業要件、地域資源の活用などといった要件を満たして、あとは創業支援補助金で対象にしない部分、例えば、設備などといったものについては、家賃の補助は創業支援補助金でもらって、ローカル10,000プロジェクトで備品等といったものをもらうということの可能性はなくもないのかと考えております。

○高橋委員

工夫次第で、いろいろな使い方ができると思うのです。このローカル10,000プロジェクトは上限額が大きいとも申し上げましたが、大きな枠組みをつくって、その中にスモールビジネスを入れていくみたいな、市のやっている取組と総務省の取組を連携させていくことで、少し大きいことができるようになったりということも考えられるので、ぜひうまく使っていただきたいと思うのです。

次に、新規創業支援事業のこれまでの概況について、特に、ひと旗プロジェクトになってからということで令和4年度以降の概況と今年度の進捗等の状況についてお示しいただきたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市で行っております創業支援補助金のこれまでの事業の概況、進捗状況でございますが、令和4年度以降で申しますと、現在この補助金は事務所等家賃補助を行っていることが一つでございます。創業後にかかる店舗等の賃貸料を補助しております。

そして、創業に当たりまして、店舗等もきれいに行うなどのためのものとして内外装工事費も補助しております。この内外装工事費補助につきましては、令和4年度から移住者の方に対する補助の加算というものをしております。また、令和5年度からは若者加算ということでも工事費の補助の加算しております。

令和4年度のこの補助件数といたしましては10件ございまして、そのうち移住の加算を受けられた方が3件ございました。令和5年度で申しますと16件ございまして、そのうち移住加算が7件、令和5年度から始まりました若者加算が5件というような状況でございます。

今年度でございますが、まだ補助金の交付前ではございますけれども、現時点での認定件数は3件となっております。前年度と同じ時期で比べますと昨年度よりは2件増えているという状況ですので、今後、増えてくるのではないかと期待しているところでございます。

○高橋委員

好調な滑り出しといいますか、利用状況なのかと捉えますけれども、前年度対予算の執行率でいうと、どのぐらいであったのか、お示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

前年度の対予算の執行率でございますが、約85%となっております。

○高橋委員

85%の割合も踏まえて、ここからの発展性に対してどのように考えていますでしょうか。例えば、利用のしやすさであるとか、スタートアップに関しては前も申し上げましたが、立ち上げからやはり3年ぐらいは伴走の体制みたいなものは非常に大事になってくるかと思うのです。この辺りについてお答えいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほども御説明いたしました、これまで移住者に対する加算ですとか若者の方への加算なども追加してきたところでございます、今後も人口減対策の観点なども含めまして、ニーズなどの支援内容を研究してまいりたいと思っております。

また、小樽市は国の認定も受けております小樽市創業支援等事業計画に基づきまして、私どものほか市内の金融機関や小樽商工会議所なども入っております、こういった関係機関が起業を考えられている方、起業された方々に対して、創業前から創業後も伴走した支援を行っているというような体制を取っているところでございます。

○高橋委員

人口減ということ、今の御答弁の中にもありましたけれども、私もその項目の中で、冒頭に人口減少対策の観点でと申し上げたのは、とりわけ少子化に関しては、先般、東京都でも0.99ショックと表現される合計特殊出生率が1を下回るという数字が発表されまして、次の世代の人口が半分になるということを示すこの数字に対して、やはり、首都圏と離れている小樽市であっても、この数字には危機感と焦燥感みたいなものを感じるのです。その背景には婚姻率の減少もあって、特に収入と婚姻率には強い相関関係が認められると。

本市での生涯未婚率とか離婚率などはデータと突合しながら、私自身も分析していきたいと考えていますけれども、まずは、月並みながら雇用の場の創出、あるいは所得の向上に向けて、本市としても取り組んでいただきたいと思いますところでは。

その意味で、新規ビジネスのスタートアップ支援というのは非常に重要であると考えますし、参入しやすいモデルビジネスもさることながら、資金調達の支援も行いながら、成長分野において中規模事業の創出というのも急務であると考えています。

この項最後に伺っておきたいのが、新たな産業創出につながる国や道の補助メニューなど情報集約に関してです。これは総合政策部がいいのか、産業港湾部マターになるのか私自身では判断がつかねるところですが、情報の一元化、そして整理の上で発信していくということも一定のニーズがあると捉えますが、御所見はいかがでしょう。

○（総合政策）官民連携室布主幹

御指摘のとおり、総務省系の補助金は総合政策部、そして経済産業省系の補助メニューは産業港湾部で把握しているという状況でございますが、事業者にとっては、いろいろなメニューがより見やすい見方で、そのほうが利便性は格段によくなると思いますので、情報の集約と発信の仕方についてこういったやり方がベストなのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

若手職員のタスクフォース等も動き出すというタイミングで、今、御紹介したローカル10,000プロジェクトで何か立ち上げるということもありだと考えていますし、ぜひ、本市の地域性ですとか資源を生かした動きというのが庁内からも進んでいくということを期待して、この項を終わりたいと思います。

◎触法者の支援（地域福祉計画の再犯防止、更生援護、高齢者の窃盗、触法障害者等）について

次に、触法者支援と再犯防止計画について伺います。

触法者といっても、あまりぴんとこない方も多いかもかもしれませんけれども、法に触れた者という、字のとおり犯罪を犯してしまった人のことを指します。私自身はそうした人の支援活動も行っているのですが、この場では触法者の更生と社会復帰に関してお話をし、質問を通じて聞いてくださっている方々への理解が深まればいいとも思っています。

ニュースでは、日々、新たに発生した犯罪が報じられて、容疑者・被疑者にまつわる情報というのはSNS等でもさらし上げられるということが起こっています。法を犯すことがよくないというのは当然なのですが、置かれた背景によっては見え方が変わってくるということも少なくないです。

加害者の被害者性という言葉もあって、ある事案の加害者が過去に別の事案で被害者であったというケースはよく耳にします。例えば、家庭内での虐待や性被害、いじめ等の被害者であったという経験を持つ人も多いのです。被害者だったことがあるから法を犯しても仕方ないと言っているのではなくて、被害の経験、あるいは貧困などで負のスパイラルがめぐってしまって、被害者から加害者になってしまうということも少なくないというのが事実だということです。

そして、その人の置かれている環境によって、法を逸脱するしか選択肢が見えなくなってしまう場合もあるということ。結果論で言えば、医療や福祉につながっていれば法を犯す必要がなかったというケースを私自身も多く見てきました。例えば、知的障害と診断される方が医療とつながっていないことで療育手帳を持っていないという場合、生きづらさを感じていながらも、何も支援がなかったことで犯罪に手を染めてしまうということがあるのです。金銭の管理が苦手であることで、生活が逼迫して食品を窃盗してしまうとか、誰かといざこざになって暴力を振るってしまうということもあります。触法者の中で、障害のある方を触法障害者と呼んだりもします。

続けて、高齢の方も最近よく報道等で目にしますが、金品を窃盗してしまうという事案が挙げられます。年金暮らしで生活が厳しくて、空腹に耐えかねてお総菜やパンをかばんに入れてしまったというケースは、本市でも実際に起こっています。クレプトマニアと言って窃盗行為に対して、ある種の依存状態にある方もいらっしゃいます。

ちなみに全国のデータではありますけれども、犯罪の認知件数のうち、起訴されて刑務所などの矯正施設に送られるのは2%程度、98%は地域に戻ると示されています。そうした人たちが再び犯罪を犯さないように地域で支えるということが、新たな被害者も、そして加害者も生み出さないために必要だと考えています。

ここから質問に入りますが、本市での犯罪の発生についてです。

本市における年間の刑法犯及び特別法犯の事件件数、検挙数を把握していますか。そのうち起訴されて、矯正施設に行く人の数はどのぐらいでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

本市における令和5年1年間の刑法犯罪の認知件数は、小樽市統計書によりますと344件、検挙件数は213件となっております。

なお、本市の特別法犯の事件件数及び検挙数につきましては把握しておりません。また、起訴により矯正施設へ行く人数につきましても把握しておりません。

○高橋委員

では、本市において再犯防止計画というものがあまして、それは地域福祉計画の中に含まれていると認識しています。基本的なところからお伺いしますが、犯罪防止計画が地域福祉計画の中に位置づけられているという理由についてお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、市町村計画の策定が努力義務となり、他の計画に包含した策定でも可能とされました。

本市でも計画の策定を検討するに当たり、先行他市での地域福祉計画等に包含して策定しているケースが見られ

たことから、再犯の防止には福祉施策と一体として取り組むことが効果的と判断いたしまして、本市での地域福祉計画の策定に併せ、包含した形で策定いたしました。

○高橋委員

この再犯防止計画の実効性について伺います。
どのように機能していると評価していますか。

○（生活環境）青少年課長

まず、この計画では、犯罪や非行の未然防止と罪を犯した人たちの立ち直りを支えることの重要性について広く市民に周知し、理解と御協力を得ることを目的として、社会を明るくする運動の啓発活動を行っているほか、保護司が更生保護活動を円滑に行う拠点として更生保護サポートセンターを設置しております。

○高橋委員

次に、入口支援について伺います。

先ほど例に挙げたような触法障害者の方や触法高齢者の再犯防止について、法務省が掲げる入口支援の取組というのがあります。その入口支援というのは、生きづらさを感じている障害のある方や高齢者の方の再犯防止に対して地域が支えていこうという支援のことを指します。

その入口支援の観点で、各都道府県に地域定着支援センターとして、触法者の地域復帰に向けた機関というのが設置されていると認識しています。各自治体との連携は地域差があるとも聞くのです。

この辺り、本市との連携の体制についてどのようになっているのか、お聞きいたします。

○（生活環境）青少年課長

札幌市に北海道地域生活定着支援札幌センターというのがございますが、現状では、本市と連携した事例はないものと認識しております。

○高橋委員

では、お聞きいたしますけれども、本市の青少年課の所管で更生保護サポートセンターがあるとも聞いています。そこは保護司の拠点として置かれていると認識していますけれども、本市の更生保護サポートセンターの役割と現状の課題について、お示しいただきたいと思います。

そして、その課題を踏まえて本市を取り巻く刑法犯及び特別法犯に対して、再犯をできる限り防ぐという意味でも再犯防止計画に基づく今後の取組及び方針について、お答えをお願いいたします。

○（生活環境）青少年課長

まず、更生保護サポートセンターは保護司会の研修や保護司間の情報共有、更生保護に関わる団体との情報交換の場など、保護司活動の拠点として利用されております。課題としましては、保護司の高齢化や年齢制限によってベテラン保護司の退任などがあり、なかなか今まで積んできた知識が引き継がれないというところが難しいところであると考えております。

また、今後の方針等につきましては、近年の刑法犯の認知件数が減少傾向にあったときでも、再犯者の割合は約半数と高くありました。そのため、再犯防止の取組は必要であると考えており、再犯者が社会に円滑に適應できるよう、社会を明るくする運動での啓発活動を続けるほか、引き続き保護司の活動拠点の確保と相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、罪を犯した人の立ち直りのため、必要に応じて関係機関との連携を図りながら地域で安定した生活が送れるよう生活の支援や就労支援など、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。
説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

◎銭函工業団地について

代表質問の内容で、また質問させていただきますが、銭函工業団地の件であります。

立地件数がここ3年で150件、152件、151件ということで御答弁をいただきました。見ておりまして、かなりの飽和状態なのかとも伺えるわけですが、銭函工業団地の分譲率をお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)安井主幹

令和6年3月末現在の銭函工業団地の分譲率は94.9%でございます。

○中鉢委員

分譲されて、工業用地を事業者が購入していれば、その分譲率というのがカウントされるのか、事業を行って初めて分譲率にカウントされるのか、この辺りの見解をお伺いしたいと思います。

○(産業港湾)安井主幹

分譲率は用地を購入したことで集計しております。また、用地取得後に事業を行った場合は操業率として集計を行っております。

○中鉢委員

銭函工業団地が極めて高い分譲率、操業率を示しているということが理解できました。

それで、銭函工業団地は飽和状態に近いという中で、そうすると小樽市内、そして石狩湾新港地域というのが候補に挙がってくるのかと思うのですが、石狩湾新港地域の立地率について数字をお示しください。

○(産業港湾)安井主幹

令和6年3月末現在の石狩湾新港小樽市域での立地企業数は82社で分譲率は56.5%、操業企業は71社で操業率は86.6%となっております。

○中鉢委員

銭函工業団地と比べて石狩湾新港地域は、まだ用地にも余裕があったりするかと思いますので、まだ伸び代というのがあるというのを理解いたしました。

◎施設管理と解体について

続きまして、日清丸紅飼料株式会社や保健所庁舎の解体の話させていただきます。今回、私は何か解体の話が大変多かったのですが、建設的な議論をしていきたいと思っております。

廃校の利活用が進まない大きな要因は、校舎が残っていることではないかというような話を代表質問の中でさせていただきました。ここ数年の間に、私が知る限りにおいては、旧入船小学校、旧色内小学校が校舎解体を行ったかと思えます。

現在、跡地の利活用を募集している廃校はあるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

現在、跡利用を募集している学校はございませんけれども、跡利用方針未決定の学校が6校、売却準備中が1校ございます。

○中鉢委員

先ほど触れました旧入船小学校と旧色内小学校ですが、今回、解体といろいろなことを言ったのですけれども、果たしてその解体の費用がどれぐらいであったのか。それぞれ庁舎内での管轄が違うとお聞きしておりますが、ま

とめて旧色内小学校と旧入船小学校の解体の費用が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

旧入船小学校の解体費用につきましては約1億5,000万円であり、旧色内小学校の解体費用につきましては約1億8,000万円でございます。

○中鉢委員

校舎を解体して販売するのか、そのまま残して買ってもらおうのかというのは、なかなか難しい判断ではございますが、試算の一つになろうかと思う金額でございました。

その廃校になった学校なのですけれども、管理はどうなっているのでしょうか。例えば、地域の方から防犯上よくないので早めに解体してほしいというような声などは上がっているのかどうか。その辺りは一概に分かりませんが、防犯や管理の問題を含めての管理体制はどのような方法で行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

地域からは、特段、解体等の要望というのは寄せられていないところではございますが、廃校になった学校の管理方法という御質問でしたが、基本的には機械警備業務を委託してございます。

内容としましては、警備対象施設にセンサーを設置し、建造物侵入や火災等の異常を機械で察知し、その発報を遠隔地で受信し、警備員が現場へ急行し、初期対応を取る形態の警備業務でございます。また、直営で巡回による管理も併せて行っているところでございます。

○中鉢委員

◎海岸漂着物の費用について

続いて、海岸漂着物について質問をさせていただきたいと思います。

代表質問で触れさせていただきまして、あまり私も支援者というか、中継を見ていた方から御指摘をいただくことは少ないのですけれども、今回3月末のイワシの回収の件について、道が本来であれば処理しなければならないところを市で処理したと。その費用が9万9,000円であったというような御答弁をいただいたのですが、9万9,000円を市が払うのかと、道に請求しなければならないのではないのかというようなお問合せをいただきました。

そこで、今回のこの9万9,000円という費用、もちろん市の職員が回収して処分所の持込み費用は含まれていないという答弁でございましたが、これについてその費用を道に請求したのか、これからする予定なのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今回のイワシの件につきましては、事務レベルでは小樽建設管理部に海岸に標着したイワシの処理費、収集運搬料金の9万9,000円についての支払いを打診しましたが、小樽建設管理部としては、生活環境上、支障ないと判断したもので撤去の必要性を認めないということから、支払いはできないとの回答を受けました。これによって、市としては正式には請求していません。

○中鉢委員

大変残念なお話です。何をもちいて管理なのかというのが何とも見えてこないわけですが、やはり、代表質問で質問させていただいたとおり、しっかりとすみ分け、線引きというか、ここはこの部署でやらなければいけない、この機関がやらなければいけないということをしっかりと決めていただいて、対応していただきたいと思います。同じような事象がこれからまた生まれるのかというような不安もありますし、道、振興局に向けて、しっかりとした意思表示をしていただきたいと思います。

道では、北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金というのがあって、北海道が市町村に対して補助を実施しているというのがあります。ただ、その管理が北海道である場合、それを市が道に請求するというのも、いささ

か変なのかと、整合性が保たれないかと思っておりました。この補助メニューは全額補助するわけではなくて、一定の負担をその自治体がいなければならない。その補助率は、道が負担する割合が10分の7から、場合によっては10分の9.5ですけれども、いずれにしても10分の3とか10分の0.5は自治体負担しなければいけない。

なおかつ、今回の件は北海道が管理すべきエリアですので、そうするとそれを使うのも、甚だ最初から整合性が保てずにおかしいかと思うのです。

今回のイワシの標着は、函館方面とか留萌方面でも起こっていましたが、ほかの自治体は処理費用をどうされたのか、自分の自治体で回収費用を負担したのか。はたまた、道や振興局に請求したのか。もしも、そういう確認がされていれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

何市か確認を取ったところ、先ほど委員のおっしゃった北海道海岸標着物等地域対策推進事業補助金の申請に間に合ったところにつきましては、それを活用できたところもありますが、あとは小樽市が職員でやったように自前で処理したところもあると確認しております。

○中鉢委員

その補助金を使ったということは、本来、北海道のエリアであるにもかかわらず、一定程度、その自治体負担をしたということなので、本来は北海道が全額負担すべきかと思いますが、そういう自治体があるということは理解できました。

◎高圧電気料金高騰対策支援金について

次に、高圧電気料金高騰対策支援金についてであります。

改めてお聞きしたいと思うのですが、先日、私たちのところに、高圧電気料金高騰対策支援金の御案内をいただきました。エネルギー高騰の中で厳しい操業を迫られている市内の事業者においては、大変喜ぶ支援金であると思います。

そこで、幾つか質問させていただきます。この支援金は、支援対象者を高圧電気の契約をしている事業者限定となっておりますが、この高圧電気に限定した意図について、お聞かせいただけますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今回の支援金の対象でございますが、市内で大量の電気を使用する事業者への支援といたしまして、北海道が特別高圧電気料金の支援を行うというところがございますので、小樽市といたしましては、高圧電気というふうに対象を限定したものでございます。

○中鉢委員

その予算規模とか、どの程度で、どれくらいの事業者の方が申請されることを想定しているのか、そのような予測的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

現時点で想定しております数でございますが、各事業者への支援金額といたしましては9,000万円、件数といたしましては800件の申請があるものと想定しております。

○中鉢委員

7月から始まって締切りが9月30日までとありました。このような支援金や補助金、助成金、その都度、申請が上がってきて、審査して交付決定という形でお返りする例と、一定期間まとまってから締切りのときに審査して、その中から交付決定を出して、あなたは採択ですと、この分の金額を支援金として出しますという二つの方法があると思うのですが、まとめて審査をされるのか、その都度、審査してお返りするのか、どういうタイプでお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

今回の支援金につきましては速やかに支援してあげたいという思いもございますので、7月9日からの受付でございますが、随時受付し、認定して交付してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

高圧電気に限られるということですが、市内の事業者にとっては、とても助かる支援金だと思います。

広く知っていただきたいと思いますが、市のホームページ以外で周知について何かお考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

この支援金のことにつきましては、関係団体等を通して周知、御案内をするほか、月末に予定しております市長の定例記者会見でもお知らせすることを考えております。

○松岩委員

◎共同親権導入について

私からは、共同親権導入による民法改正後の本市の今後の対応についてであります。

改正民法の概要について伺います。

令和6年5月17日、離婚後の共同親権を導入する民法等の一部を改正する法律が成立し、同日24日に公布されました。この法律は、離婚の増加などで家族関係が多様化する中、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものであります。

関連法案も含めると、全てで13の法律がこれによって改正になっております。改正法は一部の規定を除きまして、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日に施行となります。1947年から続く離婚後単独親権というのが77年の時を経て初めて見直されることとなり、子の養育環境が大きく変容することが予想されます。

全国的には一方的に実子に会うことができない父母や親族が多数おられまして、私はこれまでも共同親権の実現に向けて様々な質問をこの議会で رفتたり、また、働きかけを行うとともに、全国の地方議員で組織されています別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会にも役員として参画し、勉強会や街頭活動もこれまで行ってまいりました。本当に多くの当事者の皆様を中心に御尽力されたことによって、共同親権が実現されたというのは喜ばしいことですが、これからスタートしていくことでもありますので、法律の改正によって地方自治体の役割や行動も変化してくると思われることから質問していきたいと思っております。

まず、改正法の共同親権に関する部分の内容について、お示しいただきたいと思っております。

○（こども未来）こども福祉課長

現行民法は、離婚後は父母のどちらか一方を親権者にする単独親権でしたが、改正法では、父母の協議により単独親権か共同親権かを定めることとなります。父母の意見が対立して協議が調わない場合は、家庭裁判所が子供の利益の観点から単独親権か共同親権かを判断し、また、DVや子供への虐待のおそれがある場合は単独親権となります。さらに、既に離婚した父母も家庭裁判所への親権者変更の申立てが可能となります。改正法は、公布から2年以内に施行される予定とされております。

なお、共同親権を導入した場合でも、急迫の事情があるときや、監護や教育に関する日常の行為、これらは片方の親が単独で判断できると規定されておりますが、言葉の定義が曖昧との指摘もございまして、国は引き続き内容の具体化を進めることとしております。

○松岩委員

今、御指摘いただきました一般的に定義が曖昧である要望等が出ているのですけれども、こちらの理解については、例えば、国や道などから指針などは現時点で示されているのか伺います。

○（こども未来）こども福祉課長

現時点では、国や道などから指針等は示されてはおりません。

○松岩委員

国会の審議や検討会等では、DV被害者らが親権について不本意な合意を強いられる可能性が懸念されたために、附則には父母の真意を確認する措置を検討するという事も盛り込まれておりまして、施行5年後の見直し規定も追加されていて、大変配慮された内容となっております。

また、離婚後の養育費の不払い問題というものがありませんけれども、この対策として離婚時に取決めがなくても、最低限の養育費の支払いを義務づける法定養育費というものが創設されましたが、この法定養育費の概要についてお示してください。

○（こども未来）こども福祉課長

法定養育費の概要でございますけれども、父母が子の監護に要する費用の分担について決めることなく協議離婚をした場合に対応するための仕組みとして、今回、新たに設けられたものになります。

養育費に関する合意や協議がなくても、子供の最低限度の生活の維持に必要な額を法定養育費として請求できるようにするもので、父母間の協議で養育費を定めるという原則は維持しつつも、協議が調わない場合のセーフティネットという位置づけになるものとされております。

○松岩委員

これについても、当然、市で今後どう対応していくのだということになりますが、今日のところはあまり深く聞かずに次に行きたいと思えます。

また、家庭裁判所が調停手続などの早期の段階で別居親との面会交流、親子交流の試行を促す新制度も設けられましたけれども、この概要についてもお示してください。

○（こども未来）こども福祉課長

面会交流の試行を促す新制度ですが、調停などで離婚に向けた話し合いが続いている途中でも、家庭裁判所が面会交流を試しに行くことを促せるようにするものであります。親子の面会交流を早期に実現する狙いがありますが、虐待のおそれがある場合などは認めないこととされております。

○松岩委員

これについても、では公共施設などというところが面会交流の場として利用されやすいようにしている自治体もありますので、それも今後、議論していきたいと思えます。

一番聞きたかったことは、私は2022年第3回定例会で一般質問の際に、当時、単独親権だったわけですが、単独親権と共同親権に対する見解について聞いたところ、「離婚に至る経過やその後の親子の状況は個々に異なることから、一概にはどちらが子供の最善の利益につながるのかを判断することは難しい」という市長答弁がありました。当時は、まだ親権制度変更前でしたが、今回いろいろな議論の末に、こういった大きな法改正が行われたことを考えると、DVや虐待などが無い父母に対しては法改正の趣旨や背景に鑑みると、当然、共同親権は推奨していったほうが良いのではないかとというような理解ができるのです。

この当時の質問について、本市の考えや回答がどのように変わったか、また、理解されているかというところをお聞かせいただきたいと思えます。

○（こども未来）こども福祉課長

令和4年第3回定例会の一般質問での答弁と同様の趣旨になるかとは思いますが、このたびの民法改正に

よりまして、父母の協議によって単独親権か共同親権を選択できるようになりますので、これは父母にとってみると親権の選択の幅が広がることとなりますけれども、いずれにおいても子供にとって最善の利益となるように親権が決められることが重要だと理解しております。

○松岩委員

なかなか2年ぶりの質問で、急にそこの考え方が変わるというのは難しいのだろうと思います。今後の質問の中でも、しっかりそこは聞いていきたいと思っておりますけれども、法律がそういうふうに変った理由というのはしっかりと御理解いただきたいと思っております。

次に、保育施設の入退所届の悪用についてということで、保育所等利用申込書と退所・変更届というのを資料要求させていただきました。

以前は、家庭裁判所が親権者を決定する際に監護の継続性というのを重視していたために、子の連れ去りにより違法に監護が開始されていたとしても、その後の生活が長くなれば、現在の監護養育状況を維持するという判断がなされることが多くありました。この実態を悪用した弁護士等の指南によって、例えば、子を連れ去ったほうが親権を有利に得られるというのが状態化していて社会問題となりました。その後、警察でも子供の連れ去りは未成年者略取誘拐罪に適用するという通達が出されたりだとか、少しずつ状況は変わりましたが、当時はそういった状況がありました。

それを助長させる行政手続の一つとして当時から指摘されていたのが、この一方の親のみの署名欄の記入による用紙によって作成されているこれらの届出の書類となります。

まず、資料要求しておりました二つの資料について、本市の公立保育施設の入退所の届出の署名欄の状況について、お示しいただきたいと思っております。

○（こども未来）子育て支援課長

保育施設の入所申込みの際に提出する保育所等利用申込書につきましては、申込書の署名欄は、保護者1名の住所、氏名、連絡先を記入することとなっております。

退所に当たっては、退所・変更届を提出していただくこととなりますが、この署名欄につきましても届出人1名の住所、氏名、入所者との関係、電話番号を記入するようになっております。

○松岩委員

少し予定外のことを聞きますけれども、確認ですが、この保育所等利用申込書の保護者と退所・変更届の届出人というのは、必ずしも父または母でなくてもいいという理解でよろしいのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

児童福祉法におきましての保護者の定義になるとは思いますが、その定義につきましては、保護者は、子の監護を現に行っている者という定義がありますので、父または母でなければいけないということではございません。

○松岩委員

例えば、祖母が子供の監護をされていて父親、母親が見ていないという場合になると祖母がその保護者に認められるという理解だと思うのです。例えば、一方の親が子供を連れ去るときに、一方の父母に許可や協議、同意を得ずに勝手に退所届を書いて出してしまっ、もうそのままどこに行ったかも分からないというのがトラブルに発展するわけですが、署名欄に記載されていない親権者や別居親の方から届出に対する異議申立てやトラブルなどといったものに発展した事例というのは、これまでにあったのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

そういった届出に対する異議申立てなど、トラブルに発展した事例につきましては把握しておりません。

○松岩委員

小樽市は、幸い今のところ把握していないということでよかったですと思います。

それと、これは特に退所の際なのですけれども、署名欄は退所のときは届出人だけになっていますけれども、父母の双方に退所の理由などを聞き取るという行為は行われているのか伺います。

○（こども未来）子育て支援課長

退所・変更届には、届書に変更理由を記載する欄がありまして、そちらに退所の理由を記入していただいておりますけれども、父母双方への理由の聞き取りについては、特段、行っておりません。

○松岩委員

それで、一応ここで何を言いたいかというと、その1名の監護親の署名のみをもって受理をするという従来のやり方では、一方の親の不利益を被る可能性がありまして、これによって行政の不利益処分だということになって問題になっている自治体もあります。

今回の民法改正を踏まえて、本市も保護者氏名欄を2人に書式変更してはいかがと思いますが、見解を伺います。

○（こども未来）子育て支援課長

このたびの法改正に当たりまして、共同親権となった場合の対応につきましては、法律の施行までガイドラインなどが示されることとされております。

現時点で共同親権に関する対応につきましては、まだこちらに通知等も届いておりませんし、今後、国が示すであろうガイドラインや関連通知等の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○松岩委員

全国的によくこの質問はされているのですけれども、皆さん、同じような答弁が、共通であるので、国のガイドラインの動向を、言葉を選ぶのが難しいのですけれども、国のガイドラインが示されてから動かれるということなので、一旦今日のところはこれ以上、深掘りするのはやめたいと思います。

いずれにしても、トラブルやリスクを避けるための仕組みづくりというものが大事だと思いますので、引き続き注視していきたいと思います。

離婚別居後の別居親の教育行事への参加についてというところですか。

改正法では単独親権、共同親権、この辺りが特に注目されていますけれども、これまで非常に曖昧であった実の父母の養育などの権利義務というものが、実は民法上でかなり明確化されているというのが特筆すべきところであるとされています。

これはあくまで一般論ですけれども、これまで別居親は公立の保育所だとか小・中学校の行事には、現に今、監護している親との意思疎通が図れていない状況の中で参加しづらいとか、例えば、運動会に行ったら監護親の方が警察に通報してトラブルに至ったといった状況が全国的にあります。

これは本市についても過去にいろいろ質問したことがあります。基本的には、やはり現場判断でそれぞれの親子、家庭での話し合いということになるのですけれども、今回の法改正を受けて本市の状況、これから今後どう対応していくのか、お考えを伺いたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

公立保育所での対応についてお答えさせていただきます。現状では、行事のお知らせや保護者への連絡などにつきましては、児童と同居している、実際に児童を監護している保護者に連絡しておりますので、その対応につきましては、今後も変わらないものと考えております。

ただ、先ほども申し上げましたが、法改正による共同親権を持つ別居親への対応につきましては、国の通知やガイドライン等に従って必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

小・中学校での保護者の行事への参加につきましては、子供を通じて文書を配布するとともに、登録されたアドレス宛てにメールを送信して行事に参加していただいているところでございます。その上で保護者から別居してい

る親の来校について相談があった場合には、各学校で内容に応じて対応しているところであります。

今後につきましては、行事への保護者の参加は、校長の裁量権によるものですが、今回の法改正の施行日は2年以内の予定とされており、現時点では文部科学省や道教委から通知や指示が示されておりませんので、通知や指示が示された場合には、それらに基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○松岩委員

そうとしかお答えできないですね。まだ法改正されたばかりで市でも対応がいろいろと難しい部分もあるとは思うのです。

大きく法改正では、例えば、親子交流だとか養育費の項もそうですけれども、婚姻届や離婚届を受理する際の共同養育の点、それから、本市でもパートナーシップ宣誓制度が導入されましたけれども、そういった養子縁組の部分も今後、変わっていきますので、今までにはなかったというか、あまり考えられなかったような相談対応だとか行政の事務というのも出てくると思いますので、なかなかこの予算特別委員会の10分だけでは深掘りできないのですけれども、今後の質問の中でしっかりとやっていきたいと思いますので、今日のところは終えたいと思います。引き続きよろしくをお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○白濱委員

◎農業について

それでは、小樽市の農業について、今定例会の一般質問の場においても御質問させていただきました。当委員会においても積み残し分を含めまして質問させていただきます。

まず、農業を携わるに当たって重要な役割を担っている農業委員会についてお聞きしてまいりたいと思います。

最初に、農業委員会の法的性格についてお示してください。

○農業委員会事務局長

地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づきまして、市町村に設置される農地に関する事務を執行する行政委員会となっております。

○白濱委員

昭和26年に制定された法律に基づいているというわけであります。

次に、この農業委員会の設置基準について、お示し願います。

○農業委員会事務局長

設置基準といたしましては、農地がない市町村などを除きまして、原則として市町村ごとに一つ設置するとなっております。

○白濱委員

農業委員会は、農業委員により構成されていると伺っております。そこでお尋ねしていきたいと思うのですが、農業委員とはどのようにして決められているのでしょうか。また、任期や定数などについてもお知らせください。

あわせて、本市の現在の農業委員の人数と任期をお知らせ願います。

○（産業港湾）農林水産課長

委員の選任方法でございますけれども、市町村長が推薦・募集をかけた上で、選任議案を作成いたしまして、市町村議会の同意を得た上で市町村長が任命するという方法になっております。

任期につきましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして3年。

定数につきましては、定まってはいませんけれども、当該市町村の農地面積などによって、各自自治体における条例で定めることとなっております。これが全国の話で、本市の場合で申しますと、農業委員の定数は14名としておりまして、亡くなられた委員がおりまして欠員1名があって、現在の委員数は13名となっております。

本市の農業委員の任期につきましては3年なのですが、現在の委員の任期につきましては3年目が令和8年7月27日でございますので、任期はここまでということになってございます。

○白濱委員

以前は、長年にわたって公職選挙法により選出されておりましたけれども、どのような経緯で現在の選出方法になったのか、お聞きいたします。

○（産業港湾）農林水産課長

委員がおっしゃられた農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に大きな改正を見ました。ここで従前の選挙制を廃止いたしまして、現在の市町村長の任命により選任されることとなった経緯がございます。

○白濱委員

恐らく農地利用の最適化の目的をよりよく果たすためにやりやすく、そのように改正されたという背景もあるように思っておりますけれども、本市農業の課題の一つとして、就農者の高齢化による離農や後継者不足から耕作面積や農家戸数、農家人口の減少が続いているわけでありまして。農業委員会法によると、農業委員は原則として認定農業者が委員の過半数を占めることとされております。

そこでお尋ねいたします。現在の本市の農業委員のうち認定農業者の人数をお知らせ願います。

また、現在の本市の認定農業者の数を併せてお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

現状の農業委員13名のうち、この認定農業者は2名おります。

また、農業委員だけではなくて、本市全体での認定農業者数ということでございますけれども、これは令和6年5月末現在で3名となっております。

○白濱委員

一般質問の御答弁によりますと、直近の農林業センサスで令和2年における本市の農家数は111戸とお伺いいたしました。5年単位の統計は来年、令和7年ですけれども、推測ですが、もしかしたら農家数はさらに減少しているかもしれません。

そこでお伺いいたしますけれども、農業委員の認定農業者過半要件の例外における本市の対応について、お示し願います。

○（産業港湾）農林水産課長

農業委員のうち認定農業者過半要件につきましては、農業委員会等に関する法律における例外規定というのがありまして、当該市町村が規定する基本構想において効率的・安定的な農業経営の指標の水準に到達している者を認

定農業者に順ずる者とする事ができるとありまして、この法規定にのっとりまして、本市では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想をつくりまして、これにおいて農業所得がおおむね年間400万円以上、労働時間数が1人当たり年間1,800時間以上の水準を実現できるものを認定農業者として包含することによって、この過半要件を満たしているものとなっております。

○白濱委員

小樽市の事情が反映されているものだと思っております。

次に、農業委員の役割と具体的な活動内容についてお知らせ願えますでしょうか。

○農業委員会事務局長

農業委員会としての役割といたしましては農地利用の最適化の推進に資することでありまして、このための具体的な活動といたしましては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3点を重要な事務と位置づけまして活動に努めているところでございます。

○白濱委員

それと、農地の転用についてお聞かせいただけます。

農地の転用とは具体的にどのようなことを言うのか。また、申請から許可が下りるまでどのくらいの期間がかかるものなのか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

農地転用とはということですが、農地を農地以外のものにするところでございます。

一つは、農地の形状などを変更して、具体的には住宅、工場、商業施設、道路の用地などにする。また、農地の形状を変更しない場合でも、例えば、資材置場とか駐車場のよう耕作目的以外に使用することも含まれると認識しております。

また、申請から許可が下りるまでの期間でございますが、転用に際しましては、自分の土地を転用する場合と売買等によって所有権移転が絡んで転用する場合がありますが、双方とも同一の期間がかかると認識しております。転用の面積に応じて、その許可権者が変わるものですから、国なのか道なのかで認定が下りる期間も変わってくるのですけれども、おおむね国が絡む場合は3か月、道の場合は2か月、市で収まるものについては1か月ということになっております。

○白濱委員

次に、本市において過去5年間の農地転用の申請件数と何に転用されたのか。また、農地を転用することとなった主な理由などについて、お知らせ願えますでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

数ですけれども、市街化区域と市街化調整区域で届出数や許可数を全部まとめまして、5年ということですので、令和元年から令和5年の実績で申し上げますと、合計で28件ございました。

転用の目的として主なものといたしましては、先ほど申し上げたとおり住宅建築や駐車場、資材置場などになったケースが挙げられます。

転用することになった理由としましては、やはり、個人所有地などを有効的な活用をしたいといった所有者の考え方が主な理由として挙げられると考えております。

○白濱委員

農家が減少しているということであれば、農地が空いて転用せざるを得ないという実情になろうかと思えます。1年以上、耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない土地を遊休農地と言うそうですけれども、市内にもあるものと思われます。

そこでお尋ねしてまいりますけれども、現在、本市の遊休農地はどれくらいあるのか、お知らせ願います。

○農業委員会事務局長

農地法による農地台帳上の数値等で申しますと、本市全体の農地が約299ヘクタールありまして、このうち遊休農地が約22ヘクタール、割合といたしましては約7.4%となっております。ただし、このうち農業振興地域である忍路2丁目、蘭島2丁目ですと、農地約86ヘクタールのうち遊休農地が約3.6ヘクタールで、割合として約4.2%となりますので、全体より遊休農地の割合は低くなっている現状となっております。

○白濱委員

10%未満ということでありますけれども、ただし、遊休農地は環境に悪影響を及ぼす可能性があると言われております。

そこでお聞きしてまいりますけれども、この遊休農地が環境に及ぼす影響について、お知らせ願いたいと思いません。

○農業委員会事務局長

一般的なお話になりますけれども、雑草繁茂によります病虫害の発生、それから鳥獣被害の発生、こういったものが近隣農地とか近隣住宅地へ悪影響を及ぼすなどといった懸念が挙げられると考えております。

○白濱委員

この遊休農地の再生は、環境保全のために大変必要なことと思っております。

そこで、遊休農地の再生については補助制度があると聞いておりますけれども、どのような支援策があるのか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

農地中間管理機構、いわゆる農地バンクと言っておりますけれども、ここによって遊休農地解消緊急対策事業というのがメニューとしてございます。

内容といたしましては、この農地バンクが遊休農地を一旦借り受け、農用地とし得る整備等を実施した上で農業者に貸付けするなど、中間に入って手配するなどの事業が主なものとなっております。

○白濱委員

平成27年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴いまして、農地利用最適化推進委員が新設されまして、農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員とで構成される合議体の行政委員会とされました。

そこでお聞きいたしますけれども、農地利用最適化推進委員とはどのような委員であるのか、その役割と農業委員との連携についてお示しください。

○（産業港湾）農林水産課長

農地利用最適化推進委員とはということですが、農地利用の集積・集約化、それから遊休農地の発生防止・解消など、役割とか活動内容は農業委員と同様であるのですが、違いは決定権を持っていないということと担当区域を設定するなどして、より現場における活動を主にしている委員でございます。

農業委員との連携ということでございますけれども、この改正法によりますと、農業委員に対して意見を述べ、その上で決定した農業委員会の指針を踏まえて活動するなど、相互に連携の必要性がうたわれているところでございます。

○白濱委員

それでは、この法律の改正によるところののっとりまして、現在の本市の農地利用最適化推進委員については、どのようになっているのか、お知らせ願います。

○（産業港湾）農林水産課長

本市におきましては、この農地利用最適化推進委員は任命していないところでございます。

○白濱委員

これも、やはり小樽市の農業の現状ということでよく分かりました。

また、農業委員会には事務局が置かれております。そこで、事務局の主な役割についてお知らせ願えますでしょうか。

○農業委員会事務局長

農業委員会事務局には二つの係がございまして、振興係が一つで、主な役割としては、農業委員会の会議運営、農業に関する調査や情報提供などとなっております。もう一つ、農地係の主な役割といたしましては農地の権利の移動や設定、農地の転用、それから土地の現況証明などもニーズがありまして、これの発行などについてでございます。

○白濱委員

やはり、農地の権利移動、相続などにつきましては複雑な業務でありますので、ぜひ農業者にとって利便性がよいような形でよろしくお願ひしたいと思います。

本市の農業の広報として作成されているものに「SIGNAL～シグナル～」がありまして、小樽市の農業を紹介するホームページとして、少しでも多くの市民への情報発信機関として期待しております。

今定例会の一般質問の場におきまして、市長御答弁をるいただきました。その中で何点かお伺ひしてまいります。

本市の耕作面積、農家数、農業従事者数と農家の形態別戸数についての質問では、直近の令和2年の数値で農家数が111戸、形態別に戸数は耕種農業が55戸、畜産農業がゼロ戸、観光農園がゼロ戸との御答弁でありました。

そこでお伺ひいたしますけれども、111戸の農家のうち残りの56戸の農家形態についてお知らせ願います。

○（産業港湾）農林水産課長

55戸と111戸の差異ということでございますけれども、両方の数値ともに農林業センサスに基づいておりまして、この差の内訳といたしましては、全農家の111戸のうち55戸につきましては、販売目的農家数という押さえであります。それ以外の56戸は、自家消費目的などを指します自給的農家数ということで合わせて111戸となります。

○白濱委員

販売農家、自給的農家と流通に基づいて業として農産物を作っている農家と、大体半々いらっしゃるということです。

次に、本市の農家の特徴について、地理的な条件から傾斜地が多く、まとまった農地を有する地域が少ないため、経営規模の小さい農家が市内全域に点在している少量多品種の都市近郊型農家であるとのことであります。

本市の農業の課題として挙げられる主なことについての御答弁では、やはり、高齢化の進展と後継者不足などにより農業の担い手が不足傾向にあることや小規模な農家が大半であることから、高収益作物の導入や民間企業の参入による農地の高度活用などにより、生産性の向上を図ることなどが課題という御答弁でありました。さらに本市の農業の歩みについても御答弁いただきました。

ここまで本市の農業について捉えてみたところ、徐々に衰退気みであるようであります。しかし、本市農業が目指す方向性としての御答弁では、農地の高度利用により生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指すとしており、この目標達成に向け、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮、安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めていくこととしているとのことであります。

また、小樽国際インフォメーションセンターでも小樽産農産物を積極的に取扱いをしていかれるとのことでもあります。今後、全国的な気候変動や栽培適地の変化によって、本市の農業の環境がいつ好転するとも限りません。小樽市の農業の未来に期待を込めて質問を終わります。

○中村（岩雄）委員

◎ウイングベイ小樽への行政機能移転と新たなまちづくりについて

まず、ウイングベイ小樽への行政機能移転と新たなまちづくりについて1点だけ。

スケジュールとして、保健所及び子ども家庭課は12月2日からの開業を、そして小樽市総合福祉センター及び小樽市勤労女性センターは来年4月からの開業を予定しているということなのですが、この引っ越しによって業務が停止、または休止するというようなことが起こるのかどうか、それを起こさないのか。当然、何かいろいろ手だてを考えていらっしゃると思うのですが、その辺を説明してください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、移転作業は現在、調整しているところでございますが、移転に当たっては、できる限り土日など従来の閉庁日を活用しまして、市民サービスへの影響が最小限になるように配慮し、スケジュールの調整を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

◎小樽港利用促進と宿泊税について

次に、小樽港利用促進と宿泊税についてです。

まず、宿泊税について1点だけ、先に少し質問させていただきたい。

宿泊税の使途について、有識者会議において、歴史遺産や個性ある景観の保全、それから観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略づくりなどの御提言がありました。それで、私からも活用案について一、二点、お話ししたと思うのですが、今後その具体的な使途を検討するための協議会の設置を予定しているということの御答弁をいただき、その中で協議していくということなのですが、その協議会の設置はいつ頃になるのでしょうか。

また、その協議会はどういうメンバーになりますか、これをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず、協議会の設置の時期につきましては、宿泊税条例を議会で可決いただいた後になるものと考えております。

また、協議会のメンバーにつきましては、これからのこととなりますけれども、宿泊税となりますので、宿泊関係団体などといったところを想定しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

次に、小樽港利用促進で、貨物の誘致・拡大についてなのですが、この課題について質問したわけですが、新規の貨物増に結びつける方策、この辺が非常に課題というか、なかなか難しいところだと思うのですが、その方策は今、何か考えているのか。

また、新たな貨物の誘致・拡大につながるような企業の進出をどう促していくのか。また、進出してもらうための条件整備なども検討しているのか。小樽港にとっては大変難しい課題だと思うのですが、何か努力していることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず、新規貨物に結びつける方策についてでございますが、トラックドライバー不足と言われます2024年問題、あるいは、ラピダス、北海道新幹線関連の物流増などといったものを要因といたしまして、物流再編の動きが始めております。こういった動きなどに着目しつつ、新たに生まれるものの流れに対して効果的に、かつ物流関連事業者と共にアプローチしてまいりたいと考えてございます。

そして、そういった新たな貨物の誘致につながるような、企業の進出につながる条件等でございますが、港湾貨物や航路を維持する観点からも、国内、国外から船舶で原材料を調達するような製造業であったり、小樽港を物流拠点として利用するような物流関連企業といったものの誘致、進出が望ましいと考えているところでございます。

企業が進出する条件につきましては、企業側の観点でございますが、原材料の調達がしやすいことであったり、あるいは販売先、マーケットが近いことであったり、労働力が確保できることといったことが挙げられるところでございますが、本市は札幌市に隣接しておりまして、国道や高規格道路で全道各地とつながっていることに加えまして、港にも定期航路、あるいはフェリー航路が就航しているということから優位性が高いと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それから、今後の目標をどう設定するのかということでお尋ねしたのですが、令和10年代後半の取扱貨物量を1,510万トンとお答えいただいたのですが、この時点での貨物の種類などはどう想定していらっしゃるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

現在の小樽港の主な取扱貨物というような趣旨の御質問かと思われませんが、多くは農水産物などフェリー貨物になりますけれども、穀物や完成自動車、セメント、重油などが挙げられます。一般貨物といたしましては家具・雑貨といったものが多いところでございます。

○中村（岩雄）委員

そして、今年度の事業予定なのですが、東京地区、札幌地区でセミナー・懇親会を開催するということなのですが、この対象企業はどういう企業系になるのか。

それから、企業訪問される予定もしているということなのですが、どういう系統の企業になるのか、この辺をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

委員がただいま質問されていたのは、小樽港貿易振興協議会が主催する札幌市、あるいは東京都におけるセミナーのお話であろうかと思っておりますけれども、まず、東京地区、札幌地区でのセミナー・懇親会につきましては、業種といたしまして製造業などの荷主や運送業者、商社などを想定しているものでございます。

また、企業訪問の行き先についても同様の業種を想定しているところであります。

○中村（岩雄）委員

次に、クルーズ船の誘致促進について何点かお尋ねしていきたいと思っております。

まず、小樽港クルーズ推進協議会という協議会がありますが、この構成団体について、団体数などはどれくらいになっているのか。

それから、関連事業者ということで答弁いただいておりますけれども、この関連事業者の数はどれくらいいらっしゃるのか、この辺をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港クルーズ推進協議会の構成団体数でございますが、小樽市を含め23団体でございます。

当然、小樽市であったりとか北海道開発局、小樽商工会議所など関係団体が入っておりますが、それ以外の一般企業の業種といたしましては、観光関連の事業者や船舶代理店、交通関係のバス、タクシーといったような業界の事業者が参画していらっしゃるというような状況でございます。

○中村（岩雄）委員

それともう一つ、御答弁の中に小樽クルーズ客船歓迎クラブというのがあります。このメンバーはどのようになっているのか。

それから、歓迎行事をやっているということなのですが、その内容についてもう少し詳しく説明していただきたいのです。出迎えと見送りがあって、出迎えは歓迎セレモニーがあると、小樽港クルーズ推進協議会でやっていらっしゃる、その内容はどのようなやり方をしているのかを説明していただきたい。

それから、見送りは、おたる潮太鼓保存会や小樽双葉高等学校の吹奏楽部などが活躍されているみたいですね。

ども、その見送りについても、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽クルーズ客船歓迎クラブのメンバーでございますが、クルーズ船や観光客などとの交流に御興味をお持ちの方で、居住地であったりとか年齢を問わず、様々なメンバーで構成をされているところでございます。

クルーズ船の歓迎セレモニーにつきましては、基本的に船内のラウンジで行われることが多くございまして、まず、市側から歓迎の挨拶を行った後で記念品の贈呈などを行って、船側からお礼の挨拶をいただくというような流れになっているところでございます。

いわゆる船の見送りの関係については、ケース・バイ・ケースでございますが、出航時にはおたる潮太鼓保存会による太鼓の打演であったり、小樽双葉高等学校吹奏楽部による演奏などを行っているというところでございます。

入港に際しましては、午前8時以降であれば音楽を流したり、あるいは岸壁から小樽クルーズ客船歓迎クラブのメンバーによる旗振りというか、手ぶりというような形で歓迎しているというところでございます。

○中村（岩雄）委員

その小樽クルーズ客船歓迎クラブなのですけれども、寄港回数なども増加傾向ということもあり、協力いただく団体等の日程調整が難しくなっているということなのです。限られた団体ということなので、この協力団体を増やしていく方策は何か検討されているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

そういったクルーズ船の歓迎行事、あるいはお見送りの行事をやっているのを実際に見たことがある団体等から、もちろん逆にアプローチを受ける場合もございますし、それ以外にも、やはり、送迎とか歓迎にぴったりだというような音楽をやっているというような団体に対しましては、私どもからもアプローチするなどして関係団体を増やす取組をしているところでございます。

○中村（岩雄）委員

協力団体を増やして、いろいろな形でのバリエーションといいますか、そういうものがたくさんあったほうがいいのかとは思いますが、その辺の御努力もよろしくお願ひしたいと思います。

現在、寄港回数が31回ということなのですが、市民もそうですし、私も増えてほしいと思うのですが、目標とする寄港回数などというのは立てていらっしゃるのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

北海道内で最も寄港数の多い港は、御存じのように函館港でございますが、小樽港は2番目という現状でございますので、当然、道内1位を目指していくという姿勢に変わりはありません。

函館港の場合は2024年の寄港数が59回でございます。当面としまして、小樽港は40回を目標に寄港数を増やしていきたいと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それから、第3号ふ頭の小樽港クルーズターミナルがこれから機能していくということですが、この小樽港クルーズターミナルの果たす機能、役割をもう少し詳しく御説明いただきたいです。

それから、小樽国際インフォメーションセンターも稼働していますが、この動線をどう考えていくのか。その両方の相乗効果といったものも期待したいところなのですが、その辺で何かお考えのことがありましたら、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず、小樽港クルーズターミナルの機能についてでございますけれども、いわゆる入国審査や出国審査、通関であったりといった審査を船の大きさなどに応じて、レイアウトも変えながらやる必要がありますので、まず、そういったものに対応している部分が1点ございます。

また、降りてフリーで観光に出られる方に対しましては、観光案内所というものをターミナル内に設置しております。ここには観光案内のボランティアであったり通訳ボランティアがおりますので、そういった方にいわゆる観光地を乗客の求めに応じて御案内しているということと、ターミナル内のスペースにWi-Fiが飛んでいる環境でございます。船の上では、インターネットで情報を取得するというのはなかなか難しい現状でございますので、降りてきて、乗客であったり、あるいはクルーの方がWi-Fiを利用する場としても利用されているというところでございます。

小樽国際インフォメーションセンターとの関連性というか動線でございますけれども、クルーズ船は早朝に入港することがございます。小樽国際インフォメーションセンターは最寄りの商業施設でもあって、かつ午前9時から営業しているということもあまして、ターミナル側からも朝からやっている施設として御紹介をするところは、もちろんございます。

実際は、クルーズ船のお客様が市内を観光で散策した後、最後にお土産を買ったりといったような形でインフォメーションセンターに寄るケースが多いというように認識しているところでございます。

こういったように、ターミナルとインフォメーションセンターというのは相互に関連性があるというか、そういうような御案内の仕方をしているというところでございます。

○中村（岩雄）委員

小樽港クルーズ・プロモーションについて、目的、事業内容、成果、それから今後の課題なども説明してくださいということでお尋ねしました。

まず、その御答弁の中でプロモーションについて、小樽港とその周辺地域の観光PRと情報交換を目的として開催しているということなのですが、小樽港とその周辺地域というのはどういう地域ですか。例えば、後志とか札幌市、道央圏というのがありますけれども、どういうことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

これにつきましては、小樽市はもちろん、北後志地域の情報を中心にプロモーションをしているというところでございます。

○中村（岩雄）委員

それから、東京都内の船社や船舶代理店、旅行代理店などを招待して小樽港の紹介、小樽観光協会によるプレゼンテーション、情報交換を行っているということなのですが、この開催はどういうところで開催しているのか。例えば、ホテルなどというところなのか。

それから、呼びかけている相手は何社ぐらい対象にしているのか。それから、総人数といったものをお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

昨年度の小樽港クルーズ・プロモーションの開催実績という形で答弁させていただきたいと思いますが、令和5年11月15日に上野精養軒で開催しているところでございます。

実績としての数字でございますけれども、26社、46名のいわゆる船社、代理店、旅行者などの参加があったところでございます。

○中村（岩雄）委員

それから、小樽観光協会によるプレゼンテーションですが、どのような内容でしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

主にプロモーションの開催目的が観光PRを目的としてございますので、小樽市、北後志のいわゆる観光情報、観光スポットやグルメであったりといったような情報のほか、昨年につきましては第3号ふ頭周辺再開発がある程度、形になってきたものですから、こういった情報の発信を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、最後の質問になりますけれども、ここの部分で情報交換を行っているという、この辺が一番、私たちも大事、あるいは興味のあるところなのです。どういう情報交換を行っているのか、その情報交換の内容についてお聞かせいただきたい。客が何を求めているのかというところを探るには、やはり、情報交換が非常に大事だと思いますので、ここの説明をお願いします。

○（産業港湾）港湾振興課長

委員からもお話がございましたとおり、船社、あるいは代理店、旅行者、それぞれの視点で求める情報というか、そういったものが異なる部分もあるところでございます。

したがって、どんな情報をその事業者が求めているのかといったところを情報交換の中で深掘りして、小樽市、北後志の観光情報や物産情報、スポット情報であったりといったものに反映しているというところでございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎資源回収ボックスについて

最初に、資源回収ボックスについてお伺いいたします。

小樽市内に5か所設置されているわけですが、この収集量についてはどのように把握しているのか、説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

収集量につきましては、当該地区の資源物の収集に合わせて行っているため、資源回収ボックスのみの収集量は把握しておりません。

○小貫委員

そもそも、この資源回収ボックスを置くことになった経過と、この5か所に設置された理由について説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

資源回収ボックスを設置した理由につきましては、平成17年度の家庭ごみ有料化に当たっての小樽市廃棄物減量等推進審議会からの答申で資源化施策の推進として、資源回収ボックスを設置して市民の利便性を図ることも必要との記載があったことを受け設置したものであり、設置した場所については公共施設での市民の利便性を考慮し、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンターと、当時、分庁舎だった現在の市立小樽文学館・美術館の3か所と本庁舎構内と清掃事業所の合計5か所に設置いたしました。

○小貫委員

もうすぐ20年ということなのですが、この資源回収ボックスの管理は誰が整理して、どのように回収しているか聞こうと思ったのですが、それは先ほど答弁があったので、その費用はどのようになっているのか、お答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

現在、整理はごみ減量推進課の職員が行っており、収集費用は先ほどの答弁でもあったとおり、当該地区の資源物の収集に合わせて行っているため、それだけの費用というものは出せません。

○小貫委員

職員がやっているという話で、先ほどの最初の質問で、どのぐらいの収集量が把握していないということだったのですけれども、持ち込まれる資源物の分別の状況とか利用の量、回収ボックスの広さなど、現状について担当としてはどのように考えているのか、お答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

時期的なこともあるのですが、清掃事業所以外はあふれていることもあります。そして、分別のルールを守っていただけない方もいるため、管理や分別の周知が難しいと考えております。

○小貫委員

私も見て歩きましたけれども、大体いっばいで、特にプラスチックごみが多いということを何となく感じているのです。

それで、小樽市温暖化対策推進実行計画を定めていますけれども、資源回収について、市の取組はどのように記載されているのか、説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

資源回収について、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】では、「廃棄物の減量・資源の有効活用」の項目内で「市の取組」として、可能な限り一般廃棄物の再資源化を推進するとともに、集団資源回収など自主的な活動へ支援するなどとしております。

○小貫委員

集団資源回収などを支援するということなのではすけれども、その集団資源回収に話を移しますが、平成25年度と令和4年度との比較で団体数、回収量を説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

団体数は、平成25年度は303団体、令和4年度は260団体で、平成25年度の85.8%、回収量は、平成25年度は3,259トン、令和4年度は1,702トンで平成25年度の52.2%となっております。

○小貫委員

計画では支援していこうと計画を立てているのですけれども、それとは逆に残念ながら実施団体、回収量というのも減少している実態なのですが、この実態をどのように捉えているのか、お答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

支援方法としては、登録された回収団体に対し、登録している資源回収業者が引き取った資源回収量に応じて、1キログラム当たり3円の奨励金を交付することで支援しておりますが、実施団体自体が減少しており、また、新聞等の資源物が減少しているため回収量が減少していると捉えております。

○小貫委員

資源物が減少しているというお答えもありましたけれども、それでは、ごみの収集量、資源物分別収集量がどうなっているのか、先ほどと同じように平成25年度と令和4年度の比較でお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみの収集量は、平成25年度は4万4,444トン、令和4年度は3万9,074トンで平成25年度の87.9%となっており、資源物分別収集量は、平成25年度は6,525トン、令和4年度は5,471トンで平成25年度の83.8%となっております。

○小貫委員

確かに、資源物は減ってはいるのですけれども、先ほど自主回収というか集団資源回収は52.2%だけれども、全

体としての回収としては83.8%ということで少し乖離があるかと思うのです。

私は、先ほどプラスチック類が多いということを言いましたけれども、この資源物分別収集のうちプラスチック類ではどうなのか、同様の比較でお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

資源物分別収集のうちのプラスチック製容器包装の収集量は、平成25年度は1,537トン、令和4年度は1,579トンで平成25年度の102.7%となっております。

○小貫委員

微増というか、ほぼ変わらないというのがプラスチック類であります。

だから、資源回収ボックスも恐らく多いのだろと思うのですけれども、こうした資源回収ボックスと同様の仕組みを民間事業者で実施しているところがあるのか、設置場所も含めてお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほどお答えしたプラスチック製容器包装を回収しているところはありませんが、民間事業者で港町と勝納町の2か所に、古紙、紙製容器包装、アルミ缶、金属製品を回収しております。また、スーパーでも牛乳パック、食品トレイ、ペットボトルなど、品目を決めて回収しているところもあると確認しております。

○小貫委員

プラスチックはないということで、何かあったときに運び込むのは、市の資源回収ボックスということになるのかと思いますし、比較的中心部に偏っていることにもあるかと思います。

それで、他都市はどうなのかということで、小樽市と同様のこの資源回収ボックスの取組を把握できている範囲でお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

一応、主要10市を調べたところ、小樽市と同様の取組ということだったのですが、やはり、プラスチック製容器包装を回収しているところはありませんでした。ただ、品目を決めて回収している市は、何市かありました。

○小貫委員

それぞれの自治体でいろいろやっているのだと思うのですけれども、先ほど答弁があったように、資源物全体では8割で、集団資源回収は5割に減ってしまったのですが、プラスチックは全体としては減っていないと、民間事業者でも受け取るところがないという状況です。

やはり、市内5か所の回収ボックスもプラスチック、今朝も市立小樽美術館のところに行ったら、プラスチックだけがたまたま残っていたのですけれども、ほかの資源物の範囲まで侵食していたという状況でした。

それで、清掃事業所の場合は2棟あって、プラスチックとペットボトルというもので一つの物置というか、棟になっているのですけれども、市役所もプラスチックとペットボトルを別にできるように、もう一つ増やしたらいいのではないかと思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今、市役所の駐車場の資源回収ボックスは1棟で、やはり、正月明けとか連休明けにあふれているというのを私自身も確認しておりますが、先ほども言ったように資源物の収集量が減少している状況もありますので、今後の推移を見守りながら、増設については必要に応じ、検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

見守りたいということでしたけれども、見守った結果どうするかということもあるのです。

総務課が庁舎管理ですけれども、スペース的には隣に置くスペースはあると考えてよろしいのでしょうか。

○（総務）総務課長

現在、駐車スペースのところに置いておりますので、スペース自体はそもそもあると思うのですが、ただ、駐車

場の利用というのもありますので、そこは調整していきたいと考えております。

○小貫委員

でも、今、向きを変えたから、砂利で少し駐車できないスペースのところは結構あるかと思うのです。

生活環境部長も財政部長も総務部長も、よく目の前を通って水道局に行っているので状況は分かっていると思うので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

◎道路用地について

次に、道路用地についてお伺いいたします。

先日の本会議で自民党の中村吉宏議員が質問していた花園の飲食店街の道路に関連して質問したいと思います。

まず、市内全体で市道認定するに当たり、所有者不明の道路について寄せられている路線というのは何路線あるのか、お答えください。

○（建設）用地管理課長

路線数についてなのですが、現在、把握しておりません。

○小貫委員

把握はしていないということでしたけれども、まず、一般論としてお聞きしていきたいのです。私道の所有者が個人の場合は、もしその人が亡くなっていたら相続人を追うという形でやっていくのだと思うのですが、これは市としてどのようにしているのか、現状を説明してください。

○（建設）用地管理課長

本市においても相続人を追っていくことになります。

○小貫委員

追っていくことになるのですが、多くの場合、そこで分かりましたという話になるのか、例えば、やはり、そうはいつでも相続放棄ということで私たちは関係ありませんということになっていくのか。そこは感覚でいいので、お答えできる範囲でお聞かせいただければと思います。

○（建設）用地管理課長

大体の相続を追っていくと親から子という形で、どんどん枝分かれしていくのですが、大体はつかめるような形であります。

○小貫委員

今回の問題に関連するのですが、所有者が法人の場合です。答弁では平成7年に解散しているという答弁もありましたけれども、このように、もう法人が解散している、もしくは存在しない法人のときというのは、どのように対応しているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

ただいまの法人が解散している場合なのですが、登記簿上で記載のある清算人、あるいは役員を探していくことになります。

○小貫委員

清算人を探していく、役員を探していくという話なのですが、その人たちが、もう関係ないです、もしくは亡くなっていますという場合はどうなるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

例えば、清算人がもう亡くなっているという場合においては、裁判所に清算人の申立書を出して、その清算人を立ててもらおうという形が取れることがあります。

○小貫委員

今、裁判所との関係がありましたけれども、そこで、今回の花園1丁目の道路に話を戻すのですが、所有者不明

土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、所有者不明土地法で定められている所有者不明土地及び管理不全所有者不明土地というところに私は該当するのではないかと思うのですが、これについて市の見解をお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

仮に、市で地域福利増進事業などを行う場合には、その法律の中で「道路法による道路、駐車場法による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業」については該当すると書かれておりますが、具体的に今、花園というお話がありましたけれども、その事業にこれが該当するかどうかは、現在、分かりません。

○小貫委員

現在では分からないというお話なのですが、私は該当するのではないかと思うのです。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の第42条ではどのように規定しているのか、紹介してください。

○（建設）用地管理課長

特別措置法の第42条「国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。」と書かれております。

○小貫委員

適切な管理のために特に必要と認めるときは、地方公共団体がということになると思うのです。

このことについて、今年1月のバージョンですけれども、国土交通省のホームページにこの特別措置法のQ & Aが載っています。このQ & AのQ104について、問いと答えを紹介してください。

○（建設）用地管理課長

まず、問いになりますけれども、「法第42条の「その適切な管理のため特に必要があると認めるとき」とは、具体的にはどのような場合が想定されますか。」という問いになります。その答えとしては「所有者不明土地に雑草が生い茂る、害虫が発生する等、近隣の宅地に被害を及ぼすおそれがあるため、雑草の伐採や害虫の駆除をする必要がある場合」、「所有者不明土地に廃棄物が投棄され、悪臭が発生する等環境被害が生じているため、廃棄物を処理する必要がある場合」、「一般の通行の用に供されている所有者不明の私道が陥没、路肩の崩壊等により事故発生のおそれがあるため、補修する必要がある場合」が想定されます。」とあります。

○小貫委員

つまり、法律と法律の解釈によれば、補修する必要がある場合、これは市町村の判断ということになると思うのですが、裁判所に出して、法第42条に当たるのだということです。

それで、法第42条にある、この民法第25条の規定による命令はどういうことになるのか説明してください。

○（建設）用地管理課長

「従来の住所又は居所を去った者がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。」となっており、これによって管理人が選任されることとなります。

○小貫委員

つまり、今の法律では、裁判所に財産の管理について必要な処分を命じるよう求めることができ、これの要件としては一般の通行の用に供されている私道の補修が該当になるということです。

そうなってくると、先ほど最初の所有者不明土地の条件の部分で擦れ違いが若干ありますけれども、やはり、小樽市は、この法律に基づいて対応を考えてみてはどうかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（建設）用地管理課長

先ほど来のこれら法適用においては、市で行う地域福利増進事業などの事業を立てて行う場合であって、単に所

有者不明の土地の修繕を行う場合には適さないのではないかと考えていますが、適用できる事業があれば法律に基づき、調査等を行ってまいりたいと考えております。

○小貫委員

少し今の答弁でもう一つ踏み込んで教えてほしかったのは、地域福利増進事業との関係で、そこを含めて今後、考えていくということになるのか、そこはもう全然、考えていかないけれども、ほかの法的な措置で何かしら可能なのか考えていくということなのか、その辺はどのような答弁の意図だったのか、お答えください。

○（建設）用地管理課長

先ほど来の地域福利増進事業の中で「一般交通の用に供する施設の整備に関する事業」という言葉が書かれています。これは事業ですので、市道認定されたときに、やっとこれらの事業を始めますということにつながっていきますので、今の私道で事業を展開するというのは絶対にはないとは言えないのですが、考えづらいというところではあります。

○小貫委員

今の答弁を聞いていますと、どういう整備をするかというまでは定められていないと、それが市道認定による整備とも限らないというお話だと思うのです。

それ以外で何かしらの整備が必要になる場合は、該当になる可能性があるということでもよろしいのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

可能性としては、なくはないというところです。

○小貫委員

もう一つは、最初のところで言っていた清算人との関係、役員との関係の相続人の部分の家庭裁判所なりへの請求というのは、また別の話で考えられるのではないかと思うのですけれども、何か進めていく考えというのはあるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

これまで話していた地域福利増進事業とは、また別な話でありまして、清算人の関係におきましては、基本的に利害関係者が裁判所に申し立てるということになっておりますので、そういったところから出されるのが通常かと考えております。

○小貫委員

やはり、そうなってくると、市がやるとすれば、先ほどの法策になるのかと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

◎北海道新幹線の関係について

北海道新幹線の関係に移りたいと思います。

この問題は、代表質問で高野議員が聞いていますけれども、今後の事業費や負担金については説明を受けていないと、市が行う事業は今後、増加するだろうという御答弁でした。

当初、市の財政負担というのがどのように想定されていたのか、改めて確認したいので御答弁をお願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線事業に伴います本市の当初の負担の想定ということでございますが、まず、北海道新幹線建設費負担金につきましては約7億円から8億円、駅周辺駐車場整備で約4億1,000万円、駅附帯施設整備で約1億7,000万円と想定していたところでございます。

○小貫委員

当初の予定はそうだったということなのですが、今後の話はまだ増加するかもしれないのですが、現時点では、市が責任を持つ部分の事業については、今、計画をつくった時点で事業費というのは、それぞれ幾らと試算

しているのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、市の責任を持つ事業ということで、駅周辺駐車場等整備関係事業費でお答えさせていただきますが、令和5年度末の想定事業費といたしまして、立体駐車場及び平面駐車場整備として約15億3,000万円、駅附帯施設整備として約1億7,000万円、関連私道整備として約2億5,000万円の事業費を見込んでいたところでございます。

なお、事業費につきましては、現在もその整備に向けて精査中でありますとともに、附帯施設などにつきましては、その仕様について現在も協議中であることから、今後、変更されることがあると考えているところでございます。

○小貫委員

現時点でも既に相当引き上がっていると、倍近くはないかと思うのです。

先ほど駅の附帯施設は約1億7,000万円というお話があったかと思うのですが、これについてレイアウトの案を見ていると、喫煙室やトイレを附帯施設の中に入れるというレイアウトに見えるのですが、新駅の喫煙室、トイレを小樽市が整備するということになるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

現段階での駅附帯施設のレイアウト案についてでございますが、官民連携組織であります北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会などで議論を行った中で、そのニーズやイベント開催時などの利用を想定しまして、喫煙室やトイレにつきましては、附帯施設の中に設置したいと考えているところでございます。

○小貫委員

中に設置したいというのは分かったのですが、整備と管理はどこがやるのですかというのに答えていただけますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、整備につきましては、市で整備を行いたいと考えております。管理につきましても、基本的には市になると考えているところでございます。

○小貫委員

そのほかにコインロッカーもこの附帯施設の中に入れるということなのですが、例えば、JR小樽駅にあるコインロッカーというのは、JRが設置したものではないのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

大変申し訳ございません。小樽駅のコインロッカーにつきましては、こちらで現在、承知しておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○小貫委員

多分、小樽市が金を出したということはないと思うのです。

それで、今言ったような喫煙室、トイレは、新函館北斗駅は既に営業していますけれども、ここでも同様に自治体が整備し、管理しているということよろしいのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

新函館北斗駅の附帯施設についてでございますが、トイレ及び喫煙所につきまして、北斗市で設置したと聞いているところでございます。

○小貫委員

そうしたら、新函館北斗駅は附帯施設以外にトイレと喫煙室はないということなのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

新函館北斗駅につきましては、改札の中にはJRで設置したトイレ及び喫煙所があると確認しているところでござ

ざいます。

○小貫委員

中にはあるのだということでした。

管理も市がやっていくと、恐らくほかの在来線の駅はJRがやっていると。JRは駅を整備するときに改札の外にはトイレも造らないし、喫煙室も要らないという考えで、今いるということでもよろしいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

喫煙室やトイレの設置の詳細につきましては、現在、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構で設計中ですが、現在、JRの意向の詳細までは、当方では確認できていないところでございます。

○小貫委員

普通、利用者のための利便性というのは、その設置主体がやるのではないかと思います。

そういったところまで自治体に負担を被せて整備が行われようとしているというのが新駅だということで、まず捉えておきます。

新小樽（仮称）駅利用促進戦略をつくりましたけれども、本数が増えるということを行っています。その大前提として区間便を設定すると。これが今回の駐車場整備の基となっている全部のデータとなるわけです。

この区間便というのは、そもそも確保できるという見通しが、今あるのかということについてお答えをお願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室楯主幹

区間便につきましては、今後、区間便の確保に向けまして、時期を見定めながら適切な時期に営業主体でありますJR北海道へ要望していきたいと考えております。

○小貫委員

今後の要望という話なのですが、そのことを前提にして利用客数はこれだけ増やすのですという、もともと人口が減ったのに想定人口をこっそり変えて、建設部は計画をつくりましたよね。私は、なぜこっそり変えたのですかと言いましたけれども、そういう計画のさらに上乗せをする利用客数を設定する大本となっている、駅の利用者の設定の大本となっている区間便が今後の課題だと、今後、検討するのだという話なのです。

そうしたら、この区間便がどの程度の利用客だったならば赤字にならないのかと、この辺の見込みというのは取れているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室楯主幹

区間便の収支につきましては営業主体であるJR北海道とまだ協議を行っていないため、現時点では分かりかねる状況でございます。

○小貫委員

今、事業費が1兆6,000億円から2兆3,000億円に増えました。もちろんこの建設費の負担金はJRの貸付金というところが大きくなっていくわけです。仮にこの増えた分でJRの貸付金を増やしますという話になれば、JRは利益を上げなければいけない。そうなってくると利益の上がない便は出さないという話になってきます。区間便のほうが東京便よりも利益があるというのだったらまた別ですけども、恐らくそうはならないだろうということです。

その結果、いや、小樽市が区間便を出せと言うから出しますと、ただし、その赤字分は沿線自治体が持つてくださいと、既に並行在来線のバス転換で沿線自治体を持つと言っているのではないですかと、同じ仕組みが新幹線にだってできるのではないですかと言って、この赤字分の負担を沿線自治体に押しつけられると、まず、こういうことはあり得ないと断言できるのか、お答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室楯主幹

区間便の運行に伴う沿線自治体の負担の有無といったものにつきましても、まだ協議を行っておりませんが、現時点では、営業主体の負担で実施していただくよう要望していきたいと考えております。

○小貫委員

私は、あり得ないと断言できますかということを知りたいので、それについてお答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室楯主幹

まだ協議を行っていない段階でございますので、断言まではできないと考えております。

○小貫委員

やはり、そういう見通しが無いのです。財政部はこれまでこういう見通しの無い事業、市民の要望を断ってきたかと思うのですけれども、こういう見通しが無い事業に予算を振り分けていいと考えているのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今、北海道新幹線の事業について御質問がございました。今回、代表質問でも市長からお答えさせていただきましたが、現在、開業時期は検討されているところでございます。従前より、本市にとって新幹線の整備は国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより本市においても活力ある地域社会を創設して、大きな経済効果をもたらすものと認識しておりますことから必要な事業であるため、適切に予算を確保してまいりたいと考えているところでございます。

○小貫委員

財政部は答えてくれませんでしたけれども、今の御答弁を聞くと、必要な事業だから財源対策なんて放っておいていいのだという答弁に私は聞こえてしまうのです。

それで、話を移しますけれども、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の街並み・交通アクセス部会において、まず2次交通について、バスの関係では乗務員不足などはどのように言われていましたか、お答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室楯主幹

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会等で議論をしているところではございますが、意見としましては、バスは乗務員不足のためタクシー等のいろいろな交通モードと組み合わせて二次交通の利便性を確保していくべきだ。あるいは、バスの自動運転は現実的なものになる可能性があるので施策として考えてはどうかといった意見をいただいております。

○小貫委員

やはり、バスの乗務員不足というのは言われていると。

そこで並行在来線との関係ですけれども、市長はバスの運転士不足というのは以前から課題だったのだということなのです。それは、バス転換の方向性を決めた時点と現時点で、このバス運転士の深刻度というのは変わらないという御判断なのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室楯主幹

最近、社会的な問題としてそういった声が強くなってきているということは認識しているところでございますが、ブロック会議では路線バスの廃止やドライバーの確保ができなくなってきているなどの現状について、意見として出されるなど運転士不足が課題であることの認識は当時からなされておまして、前提に変わりはないという認識をしております。

○小貫委員

ただ、ブロック会議でその話が出てきたのは、相当、後になってからです。余市一小樽間を何とかしたいというところで、その辺りからバスの運転士不足ということについて、議事録を見たら、自治体から声を上げて北海道は何も答えていなかったです。

ですから、北海道がバス転換で一体何を負担するのかというところと、北海道がそもそも青い森鉄道株式会社のように下を持てば鉄道は維持できるのではないかと思うのですけれども、これについてお答えをもらって終わりにします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室楯主幹

バス転換の場合、北海道は何を負担するのかというところにつきましては、バス転換に当たっては道と沿線自治体等のこういった負担の在り方については、今後の協議になると考えております。

それからもう一つ、青い森鉄道株式会社のような上下分離の話がございましたが、上下分離につきましては令和3年11月1日の第10回後志ブロック会議で、北海道としては上下分離の下、北海道が鉄道施設を保有する考えはないという見解が示されております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎無電柱化について

まず、本市の無電柱化について伺ってまいります。

先日の一般質問の答弁で、市内の無電柱化をしているところをお聞きいたしました。緊急輸送道路である国道5号及び道道臨港線と市道中央通線、そして、特定道路として国道5号ということで、少しずつ無電柱化されていることが分かりました。

市内におけるこれらの無電柱化のこともお聞きしましたが、北海道無電柱化推進計画の着手予定箇所として、国道5号の花園、国道393号の奥沢が位置づけられておりますけれども、具体的に事業スケジュールですとか、何か本市で把握している情報などがありましたらお示しください。

○（建設）建設課長

国道5号の花園と国道393号の奥沢の事業スケジュールにつきましては、国道5号の花園では令和6年度以降に整備する予定箇所といたしまして、山側の歩道の於古発川側付近から小樽市役所通線付近までの延長242メートルが予定されております。

奥沢につきましては、まだ具体的な事業スケジュールが固まっていないと国からお聞きしております。

○新井田委員

また少し進むような見込みがあるということが分かりました。

確認なのですが、例えば、市道で無電柱化するに当たっては、本市の所管部署としては建設部になるかと思いますが、この臨港道路になると産業港湾部でよろしかったでしょうか。

○（建設）建設課長

臨港道路で道路管理者による無電柱化事業を実施する場合は、産業港湾部で行うこととなります。

○新井田委員

それでは、それを踏まえて市道の無電柱化についてお話をしたいと思います。

中央通線、本通線、築港海岸通線、望洋線と4か所で無電柱化されていると御答弁をいただきました。それぞれどういう事業で整備をされたのか、また、目的も併せてお答えいただけますでしょうか。

○（建設）建設課長

中央通線につきましては、沿道区画整理型街路事業と都市計画街路事業で実施されております。

本通線につきましては、国指定重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店周辺電線類地中化事業、築港海岸通線につきましては、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の中で用地を確保し、都市計画街路事業で整備されており、いずれも景観の向上を目的としております。

望洋線につきましては、宅地造成が行われた年代が昭和50年代と古く、事業名や目的などは不明であります。

○新井田委員

無電柱化と聞くと、電線を共同溝と呼ばれる空間に収める事業とイメージするのですが、本市内でこの電線共同溝方式以外に整備された路線はありますか。あれば、どの路線かお聞かせください。

○（建設）建設課長

共同溝方式以外で整備された路線につきましては、本通線、築港海岸通線、望洋線であります。

○新井田委員

電線共同溝以外の事業、工法として意外とあることが分かりました。

また、一般質問のときの再質問の答弁で、電線管理者が無電柱化を行う場合もあると、実際に市内でも築港海岸通線がそのようですが、電線管理者が独自に行う際の国の補助メニューについても何か分かればお聞かせください。

○（建設）建設課長

電線管理者が単独で無電柱化する場合の国の補助につきましては、地方公共団体が行う道路事業と一体的に電線管理者が道路上の電柱または電線の撤去等を行う単独地中化事業に対しまして国の支援があります。

補助額につきましては、地方公共団体が電線管理者に対して3分の2を補助する額の2分の1を国が地方公共団体に補助するものがございます。

○新井田委員

補助メニューがあるということが分かりました。

一般質問では国道5号の無電柱化における事業実施、合意形成について伺いました。これが市道の無電柱化についてはどのような合意形成、住民への説明などを行ってきたのでしょうか、分かればお聞かせください。また、結構古いと思いますので、分からなければ今後の市道を無電柱化するに当たってはどのように進めるのかでもよいので、お聞かせください。

○（建設）建設課長

市道において実施してまいりました無電柱化事業における住民の合意形成につきましては、本通線では住民説明会を実施いたしましたが、中央通線は平成6年、築港海岸通線は平成7年、望洋線は昭和50年代の事業実施と、いずれも時間が経過していることから、どのように合意形成を図ったのかは不明であります。

また、今後、本市が無電柱化事業を実施する場合につきましては、本通線と同様に住民説明会などを実施してまいりたいと考えてございます。

○新井田委員

もし今後あるとしたら、住民にもしっかり説明をするということが分かりました。

それでは、全国で無電柱化されている道路というのは約5%弱と、まだこれから時間がかかるというところではあるのですが、こういった最新の全国の無電柱化状況とか事例など、情報収集として本市が得るためにはどのような方法がありますでしょうか、お聞かせください。

○（建設）建設課長

無電柱化事業の情報収集の方法につきましては、国土交通省のホームページには都道府県、政令都市の無電柱化

率や地方公共団体の無電柱化推進計画の策定状況などが掲載されているほか、無電柱化のコスト削減の手引きでは、参考事例などが示されていることから情報収集に有効と考えております。

○新井田委員

様々な情報をしっかり得られるということが分かりました。

少し観点を变えて、本市では除排雪についても無電柱化をすることによって、この電柱のない道路というのはメリットではないかと考えます。また、観光都市小樽としても、防災に合わせて景観形成という部分も本市にとってはメリットになるかと思えます。

観光客が多く訪れる場所に対して地震が起こった場合に、建物の倒壊や電柱の倒壊も考えられます。その一つの電柱のリスクを取り除けるというのも安全なまちとして評価されるのではないかと。また、歴史的な建物や小樽市の趣ある景観も見ただけだと考えますけれども、こういった観点での所感としてはいかがでしょうか。

○建設部長

今、委員のおっしゃるとおり、無電柱化につきましては、やはり、二次的な災害の防止、あるいは安全かつ円滑な交通の確保、また、良好な景観の形成を図る上で非常に重要な事業であるということで我々は認識しているところでございます。

先日、本会議で市長がお話したとおり、無電柱化を行うためには、やはり、多額の費用ですとか相当の時間といったものが必ず必要ですので、我々としては、まずは防災の観点を優先して、現在、北海道無電柱化推進計画に掲載されている小樽駅前国道5号、そして、奥沢十字街の国道393号と併せて新たな交通の拠点となり得る新小樽（仮称）駅の道道天神南小樽停車場線について引き続き、国や道へ要望していきたいと考えております。

○新井田委員

先日の答弁の中で、無電柱化したことによって特別な維持、管理などはなくて、一般の道路と同様の維持、管理を行っているということもお聞かせいただきました。その点はよかったですと思えますけれども、やはり、無電柱化事業を実施するに当たっての課題としては、今あったとおり、費用が高いという部分もなかなか、全国的には工法等を研究しながら進めているようではございますけれども、日本での従来の工法として、やはり、本市内の無電柱化のほとんどで電線共同溝方式という部分が整備費用で約1キロメートルで3.5億円とも言われているようです。仮に、この国の補助が約55%であったとしても、残りは市の負担となるということで、やはり、費用の問題が大きいと感じます。その点も、もう少し改善されて確立されれば今よりも推進するのではないかと考えます。

そこで大事になるのは、やはり、推進するには相談体制というものもあり、無電柱化ワンストップ相談窓口というのものもあるようなのですが、本市が利用したことはありますか。

○（建設）建設課長

ワンストップ窓口の利用につきましては、無電柱化の事業実施について具体的な検討を行っていない段階でありますので、まだ利用はしておりません。

○新井田委員

これは国土交通省で全国10ブロックに相談窓口を設置しており、事業化に向けて道筋や技術的な課題など疑問等についてもアドバイスしてくれるそうなので、今後ぜひそういった際には活用していただければと思います。

また、本年初めに発生した能登半島地震での無電柱化の被災状況も国土交通省の令和6年2月に、無電柱化の推進に関する取組状況等についてという報告書に記載がありました。

こちらは拝見されておりますでしょうか。拝見されていれば、どう感じられましたか、お聞かせください。

○（建設）建設課長

能登半島地震の被害状況につきましては、国土交通省のホームページで報告書を見ておまして、液状化などによっても電柱の倒壊等が発生し、長期間にわたるライフラインの切断や避難・救急活動に支障が生じていることか

ら、部長の答弁にもありましたが、無電柱化の必要性を改めて認識したところであります。

○新井田委員

無電柱化されているところに限っては、約20キロメートルの無電柱化がされていたというところであります。地上機器周辺の段差や沈下などは見られたものの、やはり、道路自体の車両通行に支障となる被害というのは少なかったという報告がありました。

札幌市から小樽市をつなぐ道路としては高速道路もあるのでありますが、国道5号というのが大事な道路であります。また、電気や通信のライフラインの確保にもつながって、本市としても無電柱化していきたい道路、先ほどもありました防災拠点をつなぐ市役所本庁舎前道路ですとか病院周辺、また、特定道路に指定すべき道路として挙げられている南小樽駅周辺、そして、景観、観光振興としての堺町周辺。また、今後の災害時においては、例えば、病院船などが寄港することになった場合には、その船まで行き来するまでの道路閉塞をどう防げるかなど、本当に防災で想定されることというのが多くあります。より多くの市民の皆様の命を守るためには大事な観点ではないかと考えます。私自身も今後、研究してまいりたいと思います。

◎小樽市新総合体育館の防災について

次に、新総合体育館の防災について伺いたいと思います。

令和6年2月に小樽市新総合体育館基本計画が策定され、内容を拝見させていただきました。整備に向けて検討を重ね、計画策定まで来られたかと思えます。防災拠点としても機能するため、防災の観点でも計画に組み込まれております。災害時にどう活躍するのか、少しお聞きしたいと思います。

初めに、新総合体育館の防災の観点から、基本計画の基本方針をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

小樽市新総合体育館基本計画におけます基本方針の中で方針が四つほどありますが、防災に関する方針について、読み上げます。

「【方針3】防災機能を備えた、安全・安心な体育館」となっております。三つほど記載しております。一つ目は「災害時にも機能を維持することができる耐震性の確保」。二つ目は「非常用電源や災害備蓄庫など、災害時の避難所機能」。三つ目は「誰もが安全・安心に利用できるユニバーサルデザイン」といった内容が方針として記載されております。

○新井田委員

この基本計画の基本方針に基づいた上で本施設が災害時にどういった役割を担えるのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

基本計画におきましては、新総合体育館は現総合体育館も担っている、避難所の施設としての機能を担うこととなります。加えまして、新総合体育館では災害の規模に応じて、支援物資集積所、ボランティアセンター、代替庁舎といった機能も担うこととなります。

○新井田委員

災害時の役割として様々な対応できるのだということが分かりました。

小樽市新総合体育館基本計画の18ページの「第3節 構造・設備計画」の「1. 構造計画」の中に耐震安全性の目標が記載されておりますが、本施設の位置づけの部分を読んでいただけますでしょうか。

○（教育）木村主幹

小樽市新総合体育館は小樽市地域防災計画におきまして避難所として位置づけられた官庁施設なものですから、そういった部分で三つの部位、すなわち構造体、建築非構造部材、建築設備の部分の目標が定められております。

構造体につきましては、Ⅱ類となっております。「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。」となっております。

続きまして、建築非構造部材につきましては、分類としてはA類となっております。「大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。」となっております。

最後に、建築設備につきましては乙類となっております。「大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。」というふうになってございます。

○新井田委員

それを踏まえた上で、具体的にどのぐらいの災害に耐え得る施設なのか、分かりやすくお聞かせください。

○（教育）木村主幹

耐え得る地震の規模につきましては、震度6強から震度7程度の地震においても建物が倒壊しないように定められた基準であります。壁にひびが入る、配管が壊れるなどの被害はあり得ますが、大規模な被害は生じず、その後の使用におきましても構造体の大きな補修をすることなく、建築物が使用できる状態を言うものであります。

○新井田委員

相当の地震にも耐え得るということが分かりました。

では、避難所として利用するとなった場合に、どのぐらいの方々の人数を受け入れられる想定でしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

新総合体育館基本計画においては、大規模災害発生時に新総合体育館を避難所及びボランティアセンターとして活用するパターン1で、感染症対策等を考慮した上で最大824名の収容が可能と考えております。

○新井田委員

800名以上の方が受け入れられるということが分かりました。

では、例えば、トイレの数とかは避難所として受け入れた際に足りそうでしょうか。また、別途、何か用意するような想定でありますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、トイレの数についてなのですが、先ほど答弁がありましたとおり、受入人数がおおよそ800人ということでございましたので、体育館自体のアリーナ収容人数が今、約1,000人と想定しておりますので、そういった意味では、トイレの設置数については足りる計算になります。

実際にベッドというのは簡易ベッドとかいろいろなことが想定されるのですけれども、そちらにつきましては今後の検討ということで、現時点ではまだ検討しておりません。

○新井田委員

それでは、支援物資集積所としても想定されているようではございますけれども、どの程度、受け入れられる想定でしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

基本計画のパターン2では、新総合体育館のメインアリーナの計画面積である1,548平方メートルを支援物資集積場所として利用する想定としておりますが、国などからプッシュ型支援物資は災害及び被害の当時の状況により、どのようなものがどれくらい配当されるか全く不明であり、現時点でお答えするのは難しいと考えております。

○新井田委員

国からなので、どのようなものが来るか分からないということで、広さとしては相当あるように思えます。

基本計画では3パターンの災害を想定されておりますけれども、なぜ3パターンの災害規模を想定されておりますでしょうか、理由をお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

小樽市に想定される災害、特に大規模地震・津波から中規模な大雨、土砂災害などそれぞれの被害想定に応じて、

避難所、ボランティアセンター、支援物資集積所、代替庁舎などとしての利用が想定されますが、それぞれの利用用途に応じて新総合体育館の効率的・効果的な整備と災害発生時の柔軟な運用ということで災害の種別や災害規模に応じて、あらかじめ3パターンに区分したものです。

○新井田委員

想定されるパターンを3パターンに絞って柔軟に対応するということが分かりました。

災害備蓄庫についてなのですけれども、備蓄は常時される想定でよいでしょうか。それであれば、現時点で検討している備蓄内容ですとか、例えば、何人分ぐらいの備蓄があるかが分かればお聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

小樽市新総合体育館は、現在、市の避難所に指定されている現総合体育館の後継施設として、現総合体育館に保管している食料、毛布等の備蓄品を移設するほか、収容人数が増加する分の備蓄品は追加で整備・保管する必要があるものと考えております。

○新井田委員

現体育館と同等以上のものが備蓄されるということが分かりました。

災害時、避難所等として運営をする際に、プールの水についても非常用水源や消火用水として利用するということが記載ありましたが、具体的にはこういった使い方をする想定でしょうか、お示してください。

○(教育) 木村主幹

災害時のプールの水の活用方法につきましては、断水などがあつた場合はプールの水をトイレの排水などに利用したり、あるいは消火活動を行うための消防水利とすることも考えられますので、こういった利用も可能かどうかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○新井田委員

プールの水もしっかり利用されるということで、このプールの水は、常に入っている状態でよろしかったでしょうか。

○(教育) 木村主幹

プールの水は年1回程度の入替えを想定しておりまして、この際には一時的に水がない状態になりますが、それ以外は常時、水が水槽に入っている状態となっております。

○新井田委員

年1回の入替えは仕方ないにしても、プールの水は常に入っているということで分かりました。

当然のように、このプール室の耐震性も確保されておりますでしょうか。

○(教育) 木村主幹

プール室の耐震性ということでございますが、現行の新耐震基準を満たす必要がありますので、プール室を含めた施設全体の耐震性は確保されることになるものと考えております。

○新井田委員

それでは、災害時における用途としてボランティアセンターとしても検討されているようですけれども、どのようなものでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

小樽市新総合体育館に開設予定の災害ボランティアセンターとは、大規模災害等が発生した際に災害復旧支援のため、各地域から駆けつけるボランティアの受入れ、派遣の調整等を円滑に行い、地域の復旧、復興及び被災者の自立生活を支援するため、小樽市災害対策本部からの設置要請及び運営支援を受けて、小樽市社会福祉協議会が設置・運営する施設と考えております。

○新井田委員

災害時にボランティアの方が大事な拠点として使われるということが分かりました。

計画に様々、織り込まれておりますけれども、災害時における本施設の在り方について参考にした他都市の事例などがありましたらお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

新総合体育館の基本計画における災害時の利用に係る計画は、基本となる平常時における設計等に基づき、小樽市に予想される災害時の被害想定や施設諸用等に応じて検討したものであり、他都市とは想定する災害や被害想定等が異なるため、災害時の他都市の総合体育館の事例を参考としてはおりません。

○新井田委員

小樽市の災害の特性を見て計画されたということが分かりました。

では、体育館としての利用では、通常時の大会開催時とかイベント開催時の動線計画というのは基本計画に記載されておりました。

この災害時の避難動線などの計画も具体的に計画などをなされておりますでしょうか、お示してください。

○（教育）木村主幹

災害時の動線計画ということでございますが、建築基準法や消防法の規定などによりまして、避難上や安全上を考慮した中で避難経路が確保されるものと考えております。

なお、具体的な配置や平面計画につきましてはこれから事業者から提案を受けることとなりますが、避難動線計画を含め、利用者の安全が確保されるよう進めてまいりたいと考えております。

○新井田委員

これからしっかり計画されるということで安心しました。

最後に、この非常時の電源確保についてはどういった想定をされておりますでしょうか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

新総合体育館の基本計画では、電源としてコージェネレーションシステムと太陽光発電を採用するというような計画となっております。

コージェネレーションシステムは、ガスタービン等で電力を自家発電し、さらにそこから生じた排熱で温水等の供給も行おうといったシステムでございます。このコージェネレーションシステムと太陽光発電はどちらも自立した電源でございますので、これらを組み合わせることで災害時も電源、温水供給といった機能を確保することを想定してございます。

○新井田委員

この電源に関しては、例えば、太陽光とコージェネレーションシステムの二つのシステムで施設全体を賄える電源確保になるでしょうか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

コージェネレーションシステムはコストもかかることとなりますので、現時点で全部賄えればいいのですけれども、あまりにコストが上がるようであれば、非常時に最低限の電力を賄える分を導入すると。通常時に使う分については、ある程度は通常の電気を使うことになると想定してございます。

○新井田委員

最後に、質問ではないのですが、新総合体育館の建設、防災に関しても着実に進めてきてくださっているかと思えます。防災については防災機能を備えた安全・安心な体育館という方針の下、今年度中には事業者募集が開始されます。

また、先日、我が会派の橋本議員の代表質問でもありましたフェーズフリーの考え方もあります。先々を見据え

た考え方で、ぜひ今後ともよろしく願ひいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。